

特定小売供給約款変更認可申請書

令和4年11月28日

沖 縄 電 力 株 式 会 社

特定小売供給約款変更認可申請書

沖電販企発第5号
令和4年11月28日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

住所 沖縄県浦添市牧港五丁目2番1号
氏名 沖縄電力株式会社
代表取締役社長 本 永 浩 之
社長執行役員

平成26年改正法附則第18条第1項の規定により、次のとおり特定小売供給約款の変更の認可を受けたいので申請します。

変更の内容	別紙 特定小売供給約款のとおりであります。
実施期日	令和5年4月1日

別 紙

特定小売供給約款

令和5年4月1日実施

沖 縄 電 力 株 式 会 社

特定小売供給約款

目 次

I 総 則	1
1 適 用	1
2 供給約款の届出および変更	1
3 定 義	1
4 単位および端数処理	3
5 実 施 細 目	4
II 契約の申込み	5
6 需給契約の申込み	5
7 需給契約の成立および契約期間	6
8 需 要 場 所	6
9 需給契約の単位	6
10 供 給 の 開 始	8
11 供 給 の 単 位	8
12 承 諾 の 限 界	8
13 需給契約書の作成	9
III 契約種別および料金	10
14 契 約 種 別	10
15 定 額 電 灯	11
16 従 量 電 灯	13
17 臨 時 電 灯	15
18 公 衆 街 路 灯	18
19 業 務 用 電 力	21
20 低 圧 電 力	26
21 高 圧 電 力	29

22	臨時電力	36
23	農事用電力	39
24	自家発補給電力	41
25	予備電力	50
IV	料金の算定および支払い	52
26	料金の適用開始の時期	52
27	検針日	52
28	料金の算定期間	53
29	使用電力量等の計量	53
30	料金の算定	56
31	日割計算	56
32	料金の支払義務および支払期日	57
33	料金その他の支払方法	58
34	延滞利息	60
35	保証金	61
V	使用および供給	63
36	適正契約の保持	63
37	契約超過金	63
38	力率の保持	63
39	需要場所への立入りによる業務の実施	64
40	電気の使用にともなうお客さまの協力	65
41	供給の停止	65
42	供給停止の解除	66
43	供給停止期間中の料金	67
44	違約金	67
45	供給の中止または使用の制限もしくは中止	67
46	制限または中止の料金割引	67

47	損害賠償の免責	70
48	設備の賠償	70
VI	契約の変更および終了	71
49	需給契約の変更	71
50	名義の変更	71
51	需給契約の廃止	71
52	需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および 工事費の精算	72
53	解約等	75
54	需給契約消滅後の債権債務関係	75
VII	供給方法，工事および工事費の負担	76
55	供給方法および工事	76
56	工事費負担金等の申受けおよび精算	76
VIII	保安	78
57	保安の責任	78
58	調査	78
59	調査に対するお客さまの協力	78
60	保安に対するお客さまの協力	78
61	自家用電気工作物	79
附	則	80
別	表	84

I 総 則

1 適 用

- (1) 当社が、当社または配電事業者が維持および運用する供給設備を介して特定需要に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この特定小売供給約款（以下「この供給約款」といいます。）によります。
- (2) この供給約款は、当社の供給区域である次の地域に適用いたします。
沖縄県

2 供給約款の届出および変更

- (1) この供給約款は、電気事業法附則第18条第1項の規定にもとづき、経済産業大臣の認可を受けたものです。
- (2) 当社は、経済産業大臣の認可を受け、または経済産業大臣に届け出て、この供給約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の特定小売供給約款によります。

3 定 義

次の言葉は、この供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 低 圧
標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。
- (2) 高 圧
標準電圧6,000ボルトをいいます。
- (3) 電 灯
白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。
- (4) 小 型 機 器
主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できない

ものは除きます。

(5) 動力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(6) 付帯電灯

動力を使用するために直接必要な作業用の電灯その他これに準ずるものをいいます。

なお、その他これに準ずるものとは、動力機能を維持するために必要な次の電灯（小型機器を含みます。）等をいいます。

イ 当該作業場の維持または運営のために使用する事務所の電灯

ロ 当該作業場の保守および保安のために使用する守衛所の電灯および保安用外灯

ハ 現場作業員のために必要な浴場、食堂または医療室の電灯

ニ 当該作業場の案内のために使用する電灯

(7) 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(8) 契約受電設備

契約上使用できる受電設備であって、受電電圧と同位の電圧を1次側電圧とする変圧器およびその2次側に施設される変圧器をいいます。

(9) 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(10) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(11) 最大需要電力

当社が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「当社託送約款等」といいます。）またはお客さまの需要場所を供給区域とする配電事業者（以下「当該配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「配電託送約款等」といい、当社託送約款等とあわせて「託送約款等」といいます。）に定める、30分ごとの需要電力の最

大値であって、記録型計量器により計量される値をいいます。

(12) 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(13) そ の 他 季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(14) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。

(15) 貿 易 統 計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(16) 平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

4 単位および端数処理

この供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

(1) 契約負荷設備または契約受電設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2) 契約電力および最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、

小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、低圧電力または臨時電力については、20（低圧電力）(4)を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは、契約電力を0.5キロワットといたします。

(3) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(4) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(5) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

5 実施細目

この供給約款の実施上必要な細目的事項は、この供給約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

Ⅱ 契約の申込み

6 需給契約の申込み

(1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの供給約款および託送約款等における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。

契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい、託送約款等に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約負荷設備、契約受電設備、契約主開閉器、契約電力、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法

(2) 契約負荷設備、契約受電設備および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。

(3) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当社または当該配電事業者の供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。

(4) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

(5) 高圧で電気の供給を受けるお客さまが発電設備を設置される場合には、予備発電設備が設置されている場合等お客さまの発電設備の検査、補修または事故による不足電力が生じないことが明らかな場合を除き、自家発補給電力

の申込みをしていただきます。

7 需給契約の成立および契約期間

(1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

(2) 契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、臨時電灯および臨時電力の場合を除き、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ 臨時電灯および臨時電力の契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）の満了の日までといたします。

ニ お客さまの需要場所が、電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、イ、ロおよびハにかかわらず、当該指定区域に対し電気事業法第2条第1項第8号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。

8 需 要 場 所

需要場所は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

9 需給契約の単位

当社は、次の場合を除き、1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。

(1) 1需要場所において、次の2以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の1契約種別（(2)の場合は、2契約種別といたします。）

とをあわせて契約する場合

臨時電灯のうちの1契約種別、臨時電力、農事用電力、自家発補給電力の

うちの1契約種別，予備電力

(2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で，定額電灯と低圧電力，または従量電灯と低圧電力とをあわせて契約する場合

(3) 次の場合で，2以上のお客さまが共用する受電設備によって電気の供給を受けることを希望され，当社が一括して電気を供給する場合

イ コンビナート等の工場群

次のいずれにも該当する場合

(イ) それぞれのお客さまの需要場所が近接していること。

(ロ) それぞれのお客さまが，同一の資本系列に属していること，または相互に電気設備上もしくは製造工程上密接な協力関係にあること。

(ハ) それぞれのお客さまの需要電力の最大値が500キロワット以上であること。

(ニ) お客さまの代表者が，当社との間の料金の支払いおよび保安の責任を一括して負い，かつ，当社との協議等を行なうこと。

ロ 中小企業工場団地等

独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成16年政令第182号）第3条第1項第2号イもしくはロ，第3号または第4号に規定する事業を行なう事業協同組合，事業協同小組合もしくはこれらの組合のみを会員とする協同組合連合会であって，独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）第15条第1項第3号もしくは第4号の業務に係る資金の貸付けを受けたものまたはこれらに準ずるもの（以下これらを総称して「組合」といいます。）が，中小企業工場団地等において，その組合員（所属員を含みます。）のために受電設備を施設する場合で，次のいずれにも該当するとき。

(イ) さく，へい，道路等によって団地と外部とが明確に区分され，かつ，組合または組合員（所属員を含みます。）以外の者の工場等が団地内に存在しないこと。

(ロ) 需給契約の当事者が組合であること。

(ハ) 組合の内部における電気料金の負担の基準がその定款または規約に明

確に定められており、かつ、その基準にもとづき算定される各組合員（所属員を含みます。）の電気料金の負担額の合計が当社に対する組合の料金支払額と一致するものと認められること。

(二) 高圧電力の適用範囲に該当すること。

- (4) 災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の利用者の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、当社または当該配電事業者が技術上、保安上適当と認めたとき。
- (5) 電気鉄道の場合で、負荷が移動するために同一送電系統に属する2以上の需給地点において常時電気の供給を受けるお客さまの希望により、一括して1需給契約を結ぶとき。

10 供給の開始

- (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11 供給の単位

当社は、託送約款等に定めるところにより、原則として、1需給契約につき、1供給電気方式、1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。

12 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、当社または当該配電事業者の供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえ

ない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。

13 需給契約書の作成

当社は、次のいずれかに該当する場合には、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。

- (1) 原則として契約電力が500キロワット以上の場合
- (2) 特別の事情があり、お客さままたは当社が必要とする場合

Ⅲ 契約種別および料金

14 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

需 要 区 分	契 約 種 別	
電 灯 需 要	定 額 電 灯	
	従 量 電 灯	
	臨 時 電 灯	A
		B
	公 衆 街 路 灯	A
		B
電灯電力併用需要	業 務 用 電 力	
電 力 需 要	低 圧 電 力	
	高 圧 電 力	A
		B
	臨 時 電 力	
	農 事 用 電 力	
	自 家 発 補 給 電 力	A
		B
予 備 電 力		

15 定 額 電 灯

(1) 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が400ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合には、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 料 金

料金は、需要家料金，電灯料金，小型機器料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が81,800円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が81,800円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ 需要家料金

需要家料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	66円00銭
---------	--------

ロ 電灯料金

(イ) 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの1灯につき	170 円 22 銭
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	293 円 09 銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	538 円 95 銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	784 円 75 銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	1,276 円 40 銭
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	1,276 円 40 銭

(ロ) ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ハ) 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

ハ 小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ1月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	462円05銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	857円11銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	857円11銭

16 従量電灯

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 電灯または小型機器の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表4〔契約負荷設備の総容量の算定〕によって総容量を定めます。）に別表8（契約電力等の算定方法）(1)ロを適用して算定される値が50キロワット未満であること。

ロ 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、イにより算定される値と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ハ 定額電灯を適用できないこと。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社または当該配電事業者の供給設備の状況等から当社または当該配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、イおよびハに該当し、かつ、ロの値が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社または当該配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標

準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 料 金

料金は、その 1 月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 81,800 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 81,800 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 42,600 円を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 42,600 円を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

最低料金	1 契約につき最初の 10 キロワット時まで	575 円 82 銭
電 力 量 料 金	10 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	40 円 29 銭
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	45 円 83 銭
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	47 円 81 銭

17 臨時電灯

(1) 臨時電灯 A

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が3キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 料 金

料金は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）によって、1日につき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が81,800円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が81,800円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引い

たものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	16円94銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	33円88銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	33円88銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	338円80銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	338円80銭

ニ その他

- (イ) 当社または当該配電事業者は、原則として供給設備を常置いたしません。
- (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Aを適用いたします。
- (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものとしたします。

(2) 臨時電灯B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

- (イ) 使用する電灯または小型機器について16（従量電灯）(1)イを適用した場合の値が50キロワット未満であること。
- (ロ) 臨時電灯Aを適用できないこと。

ロ 料 金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が81,800円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が81,800円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

最低料金	1契約につき最初の10キロワット時まで	716円12銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	52円59銭

ハ そ の 他

- (イ) 当社または当該配電事業者は、原則として供給設備を常置いたしません。
- (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となる場合は、臨時電灯Bを適用いたします。
- (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯に準ずるものといたします。

18 公衆街路灯

(1) 公衆街路灯 A

イ 適用範囲

公衆のために、一般道路、橋、公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯、消火せん標識灯、交通信号灯、海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が1キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、昼間にも継続して使用されるものについては、お客さまと当社との協議によって公衆街路灯Bを適用することがあります。

ロ 料 金

料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が81,800円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が81,800円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(イ) 需要家料金

需要家料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	55円00銭
---------	--------

(ロ) 電 灯 料 金

a 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの1灯につき	158 円 79 銭
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	275 円 50 銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	509 円 03 銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	742 円 53 銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	1,209 円 54 銭
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	1,209 円 54 銭

b ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

c 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ハ) 小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ1月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	425円64銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	797円16銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	797円16銭

ハ その他

(イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯Aを適用することがあります。

(ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。

(2) 公衆街路灯 B

イ 適用範囲

公衆街路灯を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 使用する電灯または小型機器について16（従量電灯）(1)イを適用した場合の値が50キロワット未満であること。

(ロ) 公衆街路灯Aを適用できないこと。

ロ 料金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が81,800円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が81,800円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサル

サービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が 42,600 円を下回る場合は、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が 42,600 円を上回る場合は、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

最低料金	1 契約につき最初の10キロワット時まで	575円82銭
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	40円29銭

ハ その他

- (イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて 1 需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯 B を適用することがあります。
- (ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯に準ずるものとしたします。

19 業務用電力

(1) 適用範囲

高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要（たとえば、事務所、官公庁、学校、研究所、病院、新聞社、放送局、娯楽場、旅館、飲食店、商店、百貨店、倉庫、寺院、アパート、トンネル等があります。）で、契約電力が 2,000キロワット未満（自家発補給電力 A とあわせて契約する場合は、自家発補給電力 A の契約電力との合計が 2,000キロワット未満としたします。）であり、かつ、次のいずれかに該当するものに適用いたします。ただし、お客さまの特別の事情、当社または当該配電事業者の供給設備の状況等からお客さまが高圧で電気の供給を受けることを希望される場合は、お客さまと当

社との協議によって契約電力が2,000キロワット以上であるものについても適用することがあります。

イ 契約電力が50キロワット以上であること。ただし、近い将来において契約負荷設備を増加される等特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときは、契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。

ロ 使用する電灯または小型機器について16（従量電灯）(1)イを適用した場合の値と使用する動力について20（低圧電力）(4)を適用した場合の契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流3相3線式標準電圧6,000ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。

(3) 契約負荷設備および契約受電設備

契約電力が500キロワット未満の需要については，契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契 約 電 力

契約電力は，次によって定めます。

イ 契約電力が500キロワット未満の場合

(イ) 各月の契約電力は，次の場合を除き，その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。

a 新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は，料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は，その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。ただし，この供給約款で新たに高圧で電気の供給を受ける前から引き続き当社または当該配電事業者の供給設備を利用される場合には，この供給約款による電気の供給を受ける前の電気の供給は，契約電力の決定上，この供給約款によって受けた電気の供給とみなします。

- b 契約受電設備を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。
- c 契約受電設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。
- (d) 自家発補給電力Aと同一計量される場合で、自家発補給電力Aによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力Aの供給時間中における30分ごとの需要電力の最大値から自家発補給電力Aのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力Aの供給時間以外の時間における30分ごとの需要電力の最大値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。
- ロ 契約電力が500キロワット以上の場合

(イ) 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適当と認められるときは、需給開始の日から1年間については、契約電力がてい増する場合に限り、段階的に定めることがあります。

(ロ) 自家発補給電力Aと同一計量される場合で、自家発補給電力Aによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力Aの供給時間中における30分ごとの需要電力の最大値から自家発補給電力Aのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力Aの供給時間以外の時間における30分ごとの需要電力の最大値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

ハ 契約電力が500キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、契約電力をロによってすみやかに定めることとし、それまでの間の契約電力は、イによって定めます。

(5) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が81,800円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が81,800円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料

価格が42,600円を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしていたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,743円50銭
---------------	-----------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	33円88銭	32円39銭

ハ 力率割引および割増し

(イ) 力率は、その1月のうち毎日午前9時から午後11時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、託送約款等に定めるところにより算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

(ロ) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、そ

の下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増いたします。

20 低 圧 電 力

(1) 適 用 範 囲

低圧で電気の供給を受けて動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。

ロ 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、使用する電灯または小型機器について16（従量電灯）(1)イを適用した場合の値と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社または当該配電事業者の供給設備の状況等から当社または当該配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロにおける使用する電灯または小型機器について16（従量電灯）(1)イを適用した場合の値と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社または当該配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契 約 電 力

イ 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、

別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。) についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表8(契約電力等の算定方法)(2)に準じて算定し、(ロ)の係数を乗じないものといたします。

(イ) 契約負荷設備のうち

最大の入力 のものから	最初の2台の入力につき	100パーセント
	次の2台の入力につき	95パーセント
	上記以外のものの入力につき	90パーセント

(ロ) (イ)によってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

ロ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表8(契約電力等の算定方法)(2)により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または当該配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(5) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しを

する場合は、力率割引または割増しをしたものいたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が81,800円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が81,800円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりいたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,331円00銭
---------------	-----------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	33円35銭	31円96銭

ハ 力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表7(加重平均力率の算定)により加重平均してえた値が、85 パーセントを上回る場合((4)ロにより契約電力を定める場合を含みます。)は、基本料金を5パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、託送約款等に定める基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けられているものについては90パーセント、取り付けられていないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

ニ そ の 他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。この場合の力率は、85パーセントとみなします。

(6) そ の 他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

21 高 圧 電 力

(1) 高 圧 電 力 A

イ 適 用 範 囲

高圧で電気の供給を受けて動力(付帯電灯を含みます。)を使用する需要で、契約電力が500キロワット未満(自家発補給電力Bとあわせて契約する場合は、契約電力が500キロワット未満であり、かつ、自家発補給電力Bの契約電力との合計が原則として2,000キロワット未満といたします。)であり、かつ、次のいずれかに該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約電力が50キロワット以上であること。ただし、近い将来において契約負荷設備を増加される等特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときは、契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。
- (ロ) 使用する付帯電灯について16（従量電灯）(1)イを適用した場合の値と使用する動力について20（低圧電力）(4)を適用した場合の契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。
- ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数
供給電気方式および供給電圧は，交流3相3線式標準電圧6,000ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。
- ハ 契約負荷設備および契約受電設備
契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契 約 電 力

- (イ) 各月の契約電力は，次の場合を除き，その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。
 - a 新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は，料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は，その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。ただし，この供給約款で新たに高圧で電気の供給を受ける前から引き続き当社または当該配電事業者の供給設備を利用される場合には，この供給約款による電気の供給を受ける前の電気の供給は，契約電力の決定上，この供給約款によって受けた電気の供給とみなします。
 - b 契約受電設備を増加される場合で，増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは，その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力

のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。

- c 契約受電設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

- (d) 自家発補給電力Bと同一計量される場合で、自家発補給電力Bによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力Bの供給時間中における30分ごとの需要電力の最大値から自家発補給電力Bのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力Bの供給時間以外の時間における30分ごとの需要電力の最大値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

ホ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価

格が 81,800 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 81,800 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 42,600 円を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 42,600 円を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	1,617円00銭
-----------------	-----------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	31 円 95 銭	30 円 63 銭

(ハ) 力率割引および割増し

a 力率は、その1月のうち毎日午前9時から午後11時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、託送約款等に定めるところにより算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

b 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

へ その 他

(イ) 最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、高圧電力Bを適用いたします。

(ロ) 発電設備等を介して、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

(2) 高 圧 電 力 B

イ 適 用 範 囲

高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、契約電力が500キロワット以上であり、かつ、2,000キロワット未満（自家発補給電力Bとあわせて契約する場合は、自家発補給電力Bの契約電力との合計が2,000キロワット未満といたします。）であるものに適用いたします。ただし、お客さまの特別の事情、当社または当該配電事業者の供給設備の状況等からお客さまが高圧で電気の供給を受けることを希望される場合は、お客さまと当社との協議によって契約電力が2,000キロワット以上であるものについても適用することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧6,000ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

ハ 契 約 電 力

(イ) 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めま
す。

なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適当と認められ
るときは、需給開始の日から1年間については、契約電力がてい増する
場合に限り、段階的に定めることがあります。

(ロ) 自家発補給電力Bと同一計量される場合で、自家発補給電力Bによっ
て電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力B
の供給時間中における30分ごとの需要電力の最大値から自家発補給電力
Bのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電
力Bの供給時間以外の時間における30分ごとの需要電力の最大値のうち
いずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

(ハ) 高圧電力Aとして電気の供給を受けるお客さまの最大需要電力が500
キロワット以上となる場合は、契約電力を(イ)によってすみやかに定める
こととし、それまでの間の契約電力は、(1)ニによって定めます。

ニ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電
促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の
合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増
しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、
電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価
格が81,800円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定
された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イに
よって算定された平均燃料価格が81,800円を上回る場合は、別表2（燃料
費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3
（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料
価格が42,600円を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）
(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いた

ものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとしたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額としたします。

契約電力1キロワットにつき	2,018円50銭
---------------	-----------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比である分してえた値をそれぞれの使用電力量としたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	30円96銭	29円73銭

(ハ) 力率割引および割増し

a 力率は、その1月のうち毎日午前9時から午後11時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントとしたします。）としたします。この場合、平均力率は、託送約款等に定めるところにより算定された値としたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

b 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントに

つき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増いたします。

ホ その他

発電設備等を介して、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

22 臨時電力

(1) 適用範囲

契約使用期間が1年未満の需要で、次のいずれかに該当するものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

イ 動力（高圧で電気の供給を受ける場合は、付帯電灯を含みます。）を使用するもの。

ロ 高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用するもの。

(2) 契約電力

契約電力は、業務用電力、低圧電力または高圧電力の場合に準じて定めまします。この場合、高圧で電気の供給を受ける需要で、契約電力が500キロワット未満の場合は、別表8（契約電力等の算定方法）(1)に準じて算定してえた値といたします。ただし、業務用電力に準ずる場合は、別表8（契約電力等の算定方法）(1)ロによって算定してえた値といたします。

(3) 料金

契約電力が、5キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし、5キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

イ 定額制供給の場合

料金は、次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の料金

は、契約電力が1キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が81,800円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が81,800円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

契約電力1キロワット1日につき	313円50銭
-----------------	---------

ロ 従量制供給の場合

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものとしたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が81,800円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が81,800円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を下回る場合は、別表3（離島ユ

ユニバーサルサービス調整) (1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を上回る場合は、別表3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

(イ) 基本料金

業務用電力、低圧電力または高圧電力の該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、業務用電力、低圧電力または高圧電力の該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

a (1)イに該当する場合

(a) 低圧で電気の供給を受ける場合

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	40円02銭	38円35銭

(b) 高圧で電気の供給を受ける場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	契約電力が500キロワット未満の場合	38円34銭	36円76銭
	契約電力が500キロワット以上の場合	37円15銭	35円68銭

b (1)ロに該当する場合

	夏 季 料 金	その他季料金
1キロワット時につき	40 円 66 銭	38 円 87 銭

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、従量制供給の場合に限り、業務用電力、低圧電力または高圧電力に準じて適用いたします。

(4) そ の 他

イ 当社または当該配電事業者は、原則として供給設備を常置いたしません。

ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電力を適用いたします。

ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、業務用電力、低圧電力または高圧電力に準ずるものといたします。

23 農 事 用 電 力

(1) 適 用 範 囲

農事用のかんがい排水のために、午後9時から翌日の午後1時までの時間に動力（高圧で電気の供給を受ける場合は、付帯電灯を含みます。）を使用する需要に適用いたします。

(2) 契 約 電 力

契約電力は、低圧電力または高圧電力の場合に準じて定めます。ただし、高圧で電気の供給を受ける需要で、契約電力が500キロワット未満の場合は、別表8（契約電力等の算定方法）(1)によって算定された契約電力の値といたします。

(3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合

計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が81,800円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が81,800円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1 キロワット につき	標準電圧100ボルトまたは200ボルトで 供給を受ける場合	891円00銭
	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける 場合	1,061円50銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワッ ト時につき	標準電圧100ボルトまたは200ボルトで 供給を受ける場合	30円14銭
	標準電圧6,000ボルトで供給を受ける 場合	29円40銭

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。

(4) そ の 他

- イ 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。
- ロ 専用の電路を施設し、直接契約負荷設備に接続していただきます。
- ハ 当社または当該配電事業者は、当社または当該配電事業者の供給設備の状況等により、(1)の使用開始時刻を変更することがあります。ただし、この場合契約上電気を使用できる時間（以下「契約使用時間」といいます。）の延長または短縮は行ないません。
- ニ 契約使用時間以外の時間は、当社または当該配電事業者は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。
- ホ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力または高圧電力に準ずるものといたします。

24 自家発補給電力

(1) 自家発補給電力A

イ 適 用 範 囲

高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、お客さまの発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるためのものに適用いたします。

なお、大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力、渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるためのものには適用いたしません。

ロ 契 約 電 力

(イ) 契約電力は、お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合、契約電力は、原則として、1台当たりの容量が最大となる発電設備の容量（定格出力といたします。）を下回らないものといたします。

(ロ) (イ)によりがたい場合には、次の値を基準として、お客さまと当社との

協議によって定めます。

a 予備発電設備が設置されている場合

お客様の発電設備の容量（定格出力といたします。）からお客様の予備発電設備の容量（定格出力といたします。）を差し引いた値
なお、この場合の予備発電設備とは、常時運転される発電設備が停止したときに瞬時に自動的に切替えを行ない運転を開始するものをいいます。

b 発電設備が停止したときに瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置が設置されている場合

お客様の発電設備の容量（定格出力といたします。）から瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置に接続された負荷設備の容量（同時に使用する負荷設備の容量の合計といたします。）を差し引いた値

ハ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 81,800 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 81,800 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 42,600 円を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 42,600 円を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、業務用電力の該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気の供給を受けない場合は、該当料金（電気を使用する場合のものとしていたします。）の10パーセントを割増ししたものの30パーセントといたします。また、その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月における電気の供給とみなします。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比で分けて算出した値をそれぞれの使用電力量といたします。

a 定期検査または定期補修による場合

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	37円27銭	35円63銭

b a 以外の場合

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	46円59銭	44円54銭

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、業務用電力に準ずるものとしていたします。

ニ 自家発補給電力Aの使用

(イ) お客さまが自家発補給電力Aを使用される場合は、使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし、

事故その他やむをえない場合は、使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。

(ロ) 業務用電力と自家発補給電力Aを同一計量する場合で、業務用電力の契約電力が19（業務用電力）(4)ロによって決定されるお客さまのその1月の30分ごとの需要電力の最大値が業務用電力の契約電力をこえないときは、(イ)にかかわらず、自家発補給電力Aを使用されなかったものとみなします。

ホ 業務用電力と同一計量される場合の最大需要電力

業務用電力と同一計量される場合で、自家発補給電力Aを使用されたときは、次の場合を除き、原則として契約電力をその1月の最大需要電力とみなします。

(イ) 業務用電力の契約電力を19（業務用電力）(4)イによって定めるお客さまの場合で、自家発補給電力Aの需要電力の最大値が契約電力をこえたことが明らかなきときは、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。

(ロ) 業務用電力の契約電力を19（業務用電力）(4)ロによって定めるお客さまの場合で、その1月の30分ごとの需要電力の最大値が業務用電力の契約電力と自家発補給電力Aの契約電力との合計をこえ、かつ、超過の原因が自家発補給電力Aの超過であることが明らかなき場合は、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。

なお、超過の原因が明らかでない場合は、業務用電力と自家発補給電力Aとの契約電力の比であん分してえた値をその1月の最大需要電力とみなします。

ヘ 業務用電力と同一計量される場合の使用電力量

(イ) 使用電力量は、自家発補給電力Aの供給時間中に計量された使用電力量から、基準の電力に自家発補給電力Aの供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。

なお、この場合の基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。この場合、いずれを基準とするかはあら

かじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし、自家発補給電力Aの使用のつど選択することはできません。

a 自家発補給電力Aの使用の前月または前年同月における業務用電力の平均電力

b 自家発補給電力Aの使用の前3月間における業務用電力の平均電力

c 自家発補給電力Aの使用の前3日間における業務用電力の平均電力

(d) 自家発補給電力Aの継続した使用期間を通算して自家発補給電力Aの使用電力量を算定することが不相当と認められる場合は、自家発補給電力Aの供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を自家発補給電力Aの使用電力量といたします。

(h) 使用電力量の区分

自家発補給電力Aの使用電力量は、原則として自家発補給電力Aの最大需要電力に自家発補給電力Aの使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。

ト その他

(i) 定期検査または定期補修は、毎年度当初にあらかじめその実施の時期を定めて、当社へ文書により通知していただきます。

なお、その実施の時期を変更される場合には、その1月前までに当社に通知していただきます。

(ii) 当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。

(iii) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、業務用電力に準ずるものといたします。

(2) 自家発補給電力B

イ 適用範囲

高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、お客さまの発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるためのものに適用いたします。

なお、大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力、渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるためのものには適用いたしません。

ロ 契 約 電 力

契約電力は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

ハ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が81,800円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が81,800円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(イ) 基 本 料 金

基本料金は、高圧電力の該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気の供給を受けない場合は、該当料金（電気を使用する場合のものとしていたします。）の10パーセントを割増ししたものの20パーセントといたします。また、その1月に前月から

継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月における電気の供給とみなします。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比で分けて算出した値をそれぞれの使用電力量といたします。

a 定期検査または定期補修による場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	契約電力が500キロワット未満の場合	35円15銭	33円69銭
	契約電力が500キロワット以上の場合	34円06銭	32円70銭

b a 以外の場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	契約電力が500キロワット未満の場合	43円93銭	42円12銭
	契約電力が500キロワット以上の場合	42円57銭	40円88銭

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、高圧電力に準ずるものといたします。

ニ 自家発補給電力Bの使用

(イ) お客さまが自家発補給電力Bを使用される場合は、使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえない場合は、使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。

(ロ) 高圧電力と自家発補給電力Bを同一計量する場合で、高圧電力の契約電力が21（高圧電力）(2)ハによって決定されるお客さまのその1月の30分ごとの需要電力の最大値が高圧電力の契約電力をこえないときは、(イ)にかかわらず、自家発補給電力Bを使用されなかったものとみなします。

ホ 高圧電力と同一計量される場合の最大需要電力

高圧電力と同一計量される場合で、自家発補給電力Bを使用されたときは、次の場合を除き、原則として契約電力をその1月の最大需要電力とみなします。

(イ) 高圧電力の契約電力を21（高圧電力）(1)ニによって定めるお客さまの場合で、自家発補給電力Bの需要電力の最大値が契約電力をこえたことが明らかなきときは、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。

(ロ) 高圧電力の契約電力を21（高圧電力）(2)ハによって定めるお客さまの場合で、その1月の30分ごとの需要電力の最大値が高圧電力の契約電力と自家発補給電力Bの契約電力との合計をこえ、かつ、超過の原因が自家発補給電力Bの超過であることが明らかなき場合は、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。

なお、超過の原因が明らかでない場合は、高圧電力と自家発補給電力Bとの契約電力の比であん分してえた値をその1月の最大需要電力とみなします。

ヘ 高圧電力と同一計量される場合の使用電力量

(イ) 使用電力量は、自家発補給電力Bの供給時間中に計量された使用電力量から、基準の電力に自家発補給電力Bの供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。

なお、この場合の基準の電力は、原則として次のいずれかを基準とし

て決定するものいたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし、自家発補給電力Bの使用のつど選択することはできません。

a 自家発補給電力Bの使用の前月または前年同月における高圧電力の平均電力

b 自家発補給電力Bの使用の前3月間における高圧電力の平均電力

c 自家発補給電力Bの使用の前3日間における高圧電力の平均電力

(ロ) 自家発補給電力Bの継続した使用期間を通算して自家発補給電力Bの使用電力量を算定することが不相当と認められる場合は、自家発補給電力Bの供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を自家発補給電力Bの使用電力量といたします。

(ハ) 使用電力量の区分

自家発補給電力Bの使用電力量は、原則として自家発補給電力Bの最大需要電力に自家発補給電力Bの使用時間を乗じてえた値をこえないものいたします。

ト その他

(イ) 定期検査または定期補修は、できる限り夏期をさけて実施していただくものとし、毎年度当初にお客さまと当社との協議によってあらかじめその実施の時期を定め、その1月前に再協議してその時期を確認いたします。

なお、その実施の時期に需給状況が著しく悪化した場合は、その時期を変更していただくことがあります。

(ロ) 当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。

(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、高圧電力に準ずるものいたします。

25 予 備 電 力

(1) 適 用 範 囲

業務用電力または高圧電力のお客さまが、常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気の供給を受ける次の場合に適用いたします。

イ 予 備 線

常時供給変電所から供給を受ける場合

ロ 予 備 電 源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合

(2) 契 約 電 力

契約電力は、常時供給分の契約電力の値といたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合で、お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望されるときは、予備電力によって使用される契約負荷設備および契約受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合の契約電力は、常時供給分の契約電力が50キロワット未満のときを除き、50キロワットを下回らないものといたします。

(3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が81,800円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が81,800円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が42,600円を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算

定された離島平均燃料価格が42,600円を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

イ 基本料金

基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、予備線についてはそのお客さまの常時供給分の該当料金(電気を使用する場合のものとしたします。)の5パーセント、予備電源についてはそのお客さまの常時供給分の該当料金(電気を使用する場合のものとしたします。)の10パーセントに相当するものを適用いたします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用いたします。

なお、電力量料金は、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし、常時供給分の力率割引および割増しの適用上、予備電力によって使用した電気は、原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。

(4) その他

イ お客さまが希望される場合は、予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。

ロ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、業務用電力または高圧電力に準ずるものとしたします。

IV 料金の算定および支払い

26 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

27 検 針 日

検針日は、次により、当社または当該配電事業者が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

- (1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当社または当該配電事業者がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに当社または当該配電事業者が行ないます。
- (2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。
- (3) 当社または当該配電事業者は、やむを得ない事情のある場合には、(1)にかかわらず、当社があらかじめお知らせした日以外の日を検針を行なうことがあります。
- (4) 当社または当該配電事業者は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。

なお、当社は、ロの場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。

イ 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合

ロ その他特別の事情がある場合

- (5) (4)イの場合で、検針を行なわなかったときは、需給開始の直後のお客さま

の属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。

- (6) (4)ロの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

28 料金の算定期間

- (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。
- (2) 託送約款等に定める記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに電力量または30分ごとの需要電力の最大値が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）をお知らせしたときは、料金の算定期間は、(1)にかかわらず、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。
- (3) 定額制供給の場合または29（使用電力量等の計量）(8)の場合の料金の算定期間は、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力の料金の算定期間は、契約使用開始日から翌月の応当日（契約使用開始日に対応する日をいいます。）の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。

29 使用電力量等の計量

- (1) 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、次の場合ならびに(6)および(7)の場合を除き、検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日に

- における電力量計の読みといたします。)と前回の検針日における電力量計の読み(電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。)の差引きにより算定(乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。)いたします。ただし、当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして記録型計量器により計量する場合には、検針日における電力量計の読みは、計量日に記録された値の読みといたします。
- イ 27(検針日)(2)の場合の使用電力量は、計量値を確認するときを除き、前回の検針の結果によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値(月数による平均値といたします。)によって精算いたします。ただし、30(料金の算定)(1)イ、ロ、ハまたはニに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。
- ロ 27(検針日)(5)の場合、計量値を確認するときを除き、需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし、30(料金の算定)(1)イ、ロ、ハまたはニに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。
- ハ 27(検針日)(6)の場合の使用電力量は、計量値を確認するときを除き、原則として前回の検針の結果の1月平均値によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値によって精算いたします。ただし、30(料金の算定)(1)イ、ロ、ハまたはニに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。
- (2) 料金の算定期間における最大需要電力の計量は、(6)および(7)の場合を除き、検針日における30分ごとの需要電力の最大値(需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における30分ごとの需要電力の最大値といたします。)

によります。ただし、当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして託送約款等に定める記録型計量器により計量する場合には、検針日における30分ごとの需要電力の最大値は、計量日に記録された値といたします。

(3) 計量器の読みは、次によります。

イ 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛り
の中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。

ロ 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。ただし、託送約款等
に定める記録型計量器により計量する場合は、最小位までといたします。

ハ 乗率を有する場合は、最小位までといたします。

(4) 使用電力量および最大需要電力は、供給電圧と同位の電圧で計量いたしま
す。

(5) 当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。

(6) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量または
最大需要電力は、(7)の場合を除き、次によります。

イ 料金の算定期間における使用電力量は、取付けおよび取外しした電力量
計ごとに(1)に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。

ロ 料金の算定期間における最大需要電力は、取付けおよび取外しした託送
約款等に定める記録型計量器ごとに(2)に準じて計量した最大需要電力の
うち、いずれか大きい値といたします。

(7) 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量で
きなかつた場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、
託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めま
す。

(8) 低圧で電気の供給を受ける従量制供給のお客さまについて、検針を行なう
ことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの
料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さ
まと当社との協議によって定めます。

(9) 低圧で電気の供給を受けるお客さまについて、記録型計量器により計量す
る場合は、記録型計量器に記録された電力量計の値の表示は行ないません。

30 料金の算定

(1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。

イ 電気の供給を開始し、再開し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合

ロ 契約種別、契約負荷設備、契約電力、供給電圧、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合

ハ 28 (料金の算定期間) (1)の場合で検針期間の日数とその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。

ニ 28 (料金の算定期間) (2)の場合で計量期間の日数とその計量期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。

(2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

31 日割計算

(1) 当社は、30 (料金の算定) (1)イ、ロ、ハまたはニの場合は、次により料金を算定いたします。

イ 基本料金、最低料金、定額制供給の料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金は、別表9 (日割計算の基本算式) (1)イにより日割計算をいたします。

ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表9 (日割計算の基本算式) (1)ハにより算定いたします。ただし、従量電灯、臨時電灯Bおよび公衆街路灯Bの料金適用上の電力量区分については、別表9 (日割計算の基本算式) (1)ロにより日割計算をいたします。

ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金および定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。) は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量

に応じて別表9（日割計算の基本算式）(1)ニにより算定いたします。

ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

(2) 30（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、停止日および消滅日を除きます。

また、30（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

(3) 力率に変更がある場合は、次により基本料金を算定いたします。

イ 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合は、その前後の力率にもとづいて、別表9（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。

ロ 契約負荷設備の変更等がない場合で、協議によって力率を変更するときは、変更の日を含むその1月から変更後の力率によります。

(4) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

32 料金の支払義務および支払期日

(1) お客様の料金の支払義務は、次の日に発生いたします。

イ 従量制供給の場合は、検針日といたします。ただし、27（検針日）(4)の場合の料金または29（使用電力量等の計量）(1)イもしくはハにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし、また、29（使用電力量等の計量）(7)の場合は、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力が協議によって定められた日といたします。

なお、29（使用電力量等の計量）(8)の場合は、そのお客様の属する検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。

ロ 定額制供給の場合は、そのお客様の属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力の場合は、契約使用開始日およびその各月の応当日とすることがあります。

ハ 33（料金その他の支払方法）(6)の場合は、当該支払期に属する最終月の

イまたはロによる日といたします。

ニ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、従量制供給の場合で、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、当社が計量値の確認を行なった日または当社が当該配電事業者から検針の結果を受領した日といたします。

(2) お客様の料金は、支払期日までに支払っていただきます。

(3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。ただし、当社または当該配電事業者が検針の基準となる日に先だつて実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合は、検針の基準となる日の翌日から起算して30日目といたします。

なお、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。

(4) 公衆街路灯等複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客様で、それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は、当社との協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれの料金の支払期日は、(3)にかかわらず、それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期日といたします。

33 料金その他の支払方法

(1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、料金その他の収納業務を行なう当社の事務所においてまたは当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。

イ お客様が指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

- ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。
- ハ お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。
- ニ 当社が請求情報および支払方法を電磁的方法（お客さまに携帯電話番号へショートメッセージを送信する方法等）を用いてお客さまに通知し、お客さまが通知された支払方法によって料金を支払われる場合は、当社が指定した方法によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。
- (2) お客さまが料金を(1)イ、ロ、ハまたはニにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
- イ (1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。
- ロ (1)ロにより支払われる場合は、料金はその金融機関等に払い込まれたとき。
- ハ (1)ハにより支払われる場合は、料金はそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。
- ニ (1)ニにより支払われる場合は、お客さまが当社の通知した支払方法による支払い手続きを完了したとき。
- (3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
- (4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。
- (5) 27（検針日）(4)の場合、需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日まで

を算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。

(6) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。

(7) 料金については、当社は、お客さまが希望される場合には、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。

なお、当社は、前受金について利息を付しません。

(8) 臨時電灯および臨時電力については、当社は、従量制供給の場合は予納金を、定額制供給の場合は前払金を申し受けることがあります。この場合には、これらは使用に先だって支払っていただきます。

なお、予納金および前払金は、原則として予想月額料金の3月分に相当する金額をこえないものとし、使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合、充当後の残額はお返しいたします。

また、当社は、予納金および前払金について利息を付しません。

34 延滞利息

(1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、(2)の場合を除き、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を33（料金その他の支払方法）(1)イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき、または料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は、この限りではありません。

(2) 51（需給契約の廃止）(2)または53（解約等）によって需給契約が消滅した場合または需給契約を解約した場合は、消滅日または解約日においてお客さまが支払期日を経過してなお支払われていない料金について、支払期日の翌日から消滅日または解約日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、消滅日または解約日が支払期日の翌日から起算して10日以内である場合は、この限りではありません。

(3) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法

の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。) から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額(以下「延滞利息対象額」といいます。)に年10パーセントの割合(閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。)を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

- (4) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金((2)の場合は、消滅日または解約日以降に支払義務が発生する料金といたします。)とあわせて支払っていただきます。

35 保 証 金

- (1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合

ロ 新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。

(イ) 他の需給契約(既に消滅しているものを含みます。)の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合

(ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合

- (2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。

- (3) 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。

なお、(4)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて2年以内の預かり期間を設定いたします。

- (4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してな

お料金を支払われなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合、充当後の残額はお返しいたします。また、当社は、あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。

- (5) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。

V 使用および供給

36 適正契約の保持

当社は、お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

37 契約超過金

(1) 契約電力が500キロワット以上のお客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増ししたものの1.5倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。この場合、契約超過電力とは、その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。

(2) 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。

なお、契約超過金が支払期日までに支払われない場合には、契約超過金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して、34（延滞利息）に準じて延滞利息を申し受けます。

38 力率の保持

(1) 需要場所の負荷の力率は、託送約款等に定めるところにより、原則として、電灯契約のお客さまについては90パーセント以上、その他のお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。

(2) お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。また、契約電力が500キロワット以上のお客さまについては、お客さまの負担で適

当な調整装置を需要場所に施設していただくことがあります。

なお、進相用コンデンサは、託送約款等に定めるところにより、取り付けさせていただきます。

- (3) 当社は、当社または当該配電事業者の系統が軽負荷のため進み力率となるおそれがある場合等技術上必要がある場合は、託送約款等に定めるところにより、高圧で電気の供給を受けるお客さまに対して進相用コンデンサの開閉をお願いすることがあります。

なお、この場合で進相用コンデンサを開閉していただいたときの1月の力率は、必要に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

39 需要場所への立入りによる業務の実施

- (1) 当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾させていただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

イ 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約受電設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認

ロ その他この供給約款によって、需給契約の成立、変更または終了等に必要業務

- (2) 当社または当該配電事業者は、41（供給の停止）(2)もしくは(3)により必要な処置を実施するため、または託送約款等に定めるところにより、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入ることがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾させていただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

40 電気の使用にともなうお客さまの協力

(1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社、当該配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、お客さまの負担で、託送約款等に定めるところにより、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で、託送約款等に定めるところにより、当社または当該配電事業者が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

(2) お客さまが発電設備を当社または当該配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものといたします。また、この場合は、法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）、その他の法令等にしがたい、当社または当該配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

41 供給の停止

(1) 託送約款等に定めるところにより、当社または当該配電事業者は、電気の供給を停止することがあります。

(2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

なお、この場合には、供給停止の5日前までに予告いたします。

イ お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場

合

ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ハ この供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息，保証金，契約超過金，違約金，工事費負担金その他この供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

(3) お客さまが次のいずれかに該当し，当社がその旨を警告しても改めない場合には，当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

イ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

ロ 契約負荷設備または契約受電設備以外の負荷設備または受電設備によって電気を使用された場合

ハ 公衆街路灯または農事用電力の場合で，契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。

ニ 低圧電力の場合で，電灯または小型機器を使用されたとき。

ホ 高圧電力の場合または臨時電力，農事用電力，自家発補給電力Bもしくは予備電力で高圧電力に準ずる場合で，付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用されたとき。

へ 農事用電力の場合で，契約使用時間以外の時間に電気を使用されたとき。

ト 39（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して，当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

チ お客さまがその他この供給約款に反した場合

42 供給停止の解除

41（供給の停止）によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合で，お客さまがその理由となった事実を解消し，かつ，その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには，託送約款等に定めるところにより，当社または当該配電事業者は，すみやかに電気の供給を再開いたします。

43 供給停止期間中の料金

41（供給の停止）によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を31（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。ただし、定額電灯、従量電灯および公衆街路灯のお客さまについては、停止期間中の料金を申し受けません。

44 違 約 金

- (1) お客さまが41（供給の停止）(3)イからへまでに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、この供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。

45 供給の中止または使用の制限もしくは中止

託送約款等に定めるところにより、当社または当該配電事業者は、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。

46 制限または中止の料金割引

- (1) 当社は、45（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって、電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。
イ 定額電灯、従量電灯、契約電力が500キロワット未満の業務用電力、低圧

電力および高圧電力Aの場合

(イ) 割引の対象

定額電灯については需要家料金，電灯料金および小型機器料金の合計ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金，その他については基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金とし，従量電灯の場合は最低料金および最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金といたします。）といたします。ただし，30（料金の算定）(1)イ，ロ，ハまたはニの場合は，制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

(ロ) 割引率

1月中の制限し，または中止した延べ日数1日ごとに4パーセントといたします。

(ハ) 制限または中止延べ日数の計算

延べ日数は，1日のうち延べ1時間以上制限し，または中止した日を1日として計算いたします。

ロ 契約電力が500キロワット以上の業務用電力および高圧電力Bの場合

(イ) 割引の対象

力率割引または割増し後の基本料金といたします。ただし，30（料金の算定）(1)イ，ロ，ハまたはニの場合は，制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

(ロ) 割引率

1月中の制限し，または中止した延べ時間数1時間ごとに0.2パーセントといたします。

(ハ) 制限または中止延べ時間数の計算

延べ時間数は，1回10分以上の制限または中止の延べ時間とし，1時間未満の端数を生じた場合は，30分以上は切り上げ，30分未満は切り捨てます。

なお，制限時間については，次により修正したうえで合計いたします。

a 需要電力を制限した場合

$$H' = H \times \frac{D-d}{D}$$

H' = 修正時間（10分未満となる場合も延べ時間に算入いたします。）

H = 制限時間

D = 契約電力

d = 制限時間中の需要電力の最大値

b 使用電力量を制限した場合

$$H' = H \times \frac{A-B}{A}$$

H' = 修正時間

H = 制限時間

A = 制限指定時間中の基準となる電力量（お客さまの平常
操業時の使用電力量の実績等にもとづき算定される推
定使用電力量といたします。）

B = 制限時間中の使用電力量

c 需要電力および使用電力量を同時に制限した時間については、a
による修正時間またはbによる修正時間のいずれか大きいものによ
ります。

(2) (1)による延べ日数または延べ時間数を計算する場合には、電気工作物の
保守または増強のための工事の必要上当社または当該配電事業者がお客さ
まに3日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1月につき1日を
限って計算に入れません。この場合の1月につき1日とは、料金の算定期間
の1暦日における1回の工事による制限または中止の時間といたします。

(3) 臨時電灯、公衆街路灯、臨時電力、農事用電力、自家発補給電力および予
備電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても(1)お
よび(2)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。ただし、農事用電力
の割引対象時間は、その契約使用時間といたします。

47 損害賠償の免責

- (1) 45（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 41（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または53（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

48 設備の賠償

- (1) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。
 - イ 修理可能の場合
修理費
 - ロ 亡失または修理不可能の場合
帳簿価額と取替工費との合計額
- (2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

VI 契約の変更および終了

49 需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

50 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、その旨を当社へ文書により申し出ていただきます。ただし、低圧で電気の供給を受けるお客さまについては、当社が必要とする場合を除き、口頭、電話等によることができます。

51 需給契約の廃止

(1) お客さまが電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

当社または当該配電事業者は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行いません。

(2) 需給契約は、53（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ロ 当社または当該配電事業者の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当社または当該配電事業者が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

52 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算

(1) お客さま（定額電灯，従量電灯，臨時電灯，公衆街路灯および臨時電力のお客さまを除きます。）が，契約電力を新たに設定し，または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし，または契約電力を減少しようとする場合には，当社は，需給契約の消滅または変更の日に，次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし，低圧で電気の供給を受けている場合で，当社または当該配電事業者が将来の需要等を考慮して供給設備を常置するとき，または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

イ 契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合

(i) 当社は，お客さまが契約電力を新たに設定された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について，さかのぼって臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

(ii) 当社は，お客さまが契約電力を新たに設定されたことにともない新たに施設した供給設備について，次の金額を申し受けます。

a 当社託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額

b 当該配電事業者から配電託送約款等に定めるところにより，工事費の精算に係る請求を受けた場合

ロ 契約電力を増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合

(i) 当社は，お客さまが契約電力を増加された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について，契約電力を増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分につきさかのぼって臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお，臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量につ

いて、増加前の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

(ロ) 当社は、お客さまが契約電力を増加されたことにもない新たに施設した供給設備について、次の金額を申し受けます。

a 当社託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額

b 当該配電事業者から配電託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けた場合

ハ 契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで契約電力を減少しようとされる場合

(イ) 当社は、お客さまが契約電力を新たに設定された日から契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分につきさかのぼって臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

(ロ) 当社は、供給設備のうち減少契約電力に見合う部分について、aおよびbの金額を申し受けます。

なお、減少にもない供給電圧を変更する場合は、お客さまが契約電力を新たに設定されたことにもない新たに施設した供給設備について、bおよびcの金額を申し受けます。

a 当社託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額

b 当該配電事業者から配電託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けた場合

c 当社託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額およびお客さまが契約電力を減少されることにもない新たに施

設する供給設備について工事費負担金として算定される金額の合計と新たに設定されたことにもない既に申し受けた工事費負担金との差額

ニ 契約電力を増加された日以降1年に満たないで契約電力を減少しようとされる場合

(イ) 当社は、お客さまが契約電力を増加された日から契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分（減少される日以降の契約電力が増加された日の前日の契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分といたします。）につきさかのぼって臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約電力を上回る契約電力分（減少後の契約電力が増加前の契約電力を下回る場合は、増加前の契約電力を上回る契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといたします。

(ロ) 当社は、供給設備のうち減少契約電力に見合う部分について、a およびbの金額を申し受けます。

なお、減少にもない供給電圧を変更する場合は、お客さまが契約電力を増加されたことにもない新たに施設した供給設備についてbおよびcの金額を申し受けます。

a 当社託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額

b 当該配電事業者から配電託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けた場合

c 当社託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額およびお客さまが契約電力を減少されることにもない新たに施設する供給設備について工事費負担金として算定される金額の合計と増加にもない既に申し受けた工事費負担金との差額

(2) 19（業務用電力）(4)イまたは21（高圧電力）(1)ニによって契約電力を定めるお客さまが、契約受電設備を新たに設定し、または契約受電設備の総容量を増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または19（業務用電力）(4)イ(イ)cもしくは21（高圧電力）(1)ニ(イ)cにより契約電力を減少しようとする場合は、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう契約電力を新たに設定された日は、契約受電設備を新たに設定された日とし、契約電力を増加された日は、契約受電設備の総容量を増加された日とし、契約電力を減少される日は、19（業務用電力）(4)イ(イ)cまたは21（高圧電力）(1)ニ(イ)cにより契約電力を減少しようとする日といたします。

53 解 約 等

(1) 41（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社または当該配電事業者の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。

(2) お客さまが、51（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社または当該配電事業者が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

54 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

VII 供給方法，工事および工事費の負担

55 供給方法および工事

- (1) 電気の需給地点は，当社または当該配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。
- (2) その他の供給方法および工事は，託送約款等に定めるところによるものといたします。

56 工事費負担金等の申受けおよび精算

- (1) お客さまの需要場所が当社の供給区域に属する場合
 - イ 当社は，当社託送約款等に定めるところにより，お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金，費用の実費または実費相当額等（以下，「工事費負担金等」といいます。）を算定し，その金額を原則として工事着手前に申し受けます。
 - ロ 当社託送約款等に定めるところにより，工事費負担金等の精算を行なう場合は，すみやかに精算するものといたします。
 - ハ お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は，当社は，当社託送約款等に定めるところにより，要した費用の実費を申し受けます。
 - ニ 当社託送約款等に定めるところにより，契約者の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。
- (2) お客さまの需要場所が当該配電事業者の供給区域に属する場合
 - イ 当社が当該配電事業者から，配電託送約款等に定めるところにより，お客さまへの電気の供給にともなう工事費負担金等の請求を受けた場合は，当社は，その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。
 - ロ 当社が当該配電事業者から，配電託送約款等に定めるところにより，工事完成后，工事費負担金等の精算を受けた場合は，当社は，工事費負担金等をすみやかに精算するものといたします。

- ハ お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消しまたは変更される場合で、当社が当該配電事業者から、配電託送約款等に定めるところにより、費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、当社は、その金額をお客さまから申し受けます。
- ニ 配電託送約款等に定めるところにより、当社の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。
- (3) お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、工事費負担金に関する必要な事項について、工事着手前に工事費負担金契約書を作成いたします。

VIII 保 安

57 保 安 の 責 任

当社または当該配電事業者は、託送約款等に定めるところにより、需給地点に至るまでの供給設備（当社または当該配電事業者が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物について、保安の責任を負います。

58 調 査

当社または当該配電事業者は、法令および託送約款等に定めるところにより、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。

59 調査に対するお客さまの協力

- (1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社、当該配電事業者または経済産業大臣の登録を受けた調査機関に通知していただきます。
- (2) 託送約款等に定めるところにより、当社または当該配電事業者が、58（調査）により調査を行なうにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

60 保安に対するお客さまの協力

- (1) 託送約款等に定めるところにより、次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社または当該配電事業者へ通知していただきます。この場合には、当社または当該配電事業者は、ただちに適切な処置をいたします。
 - イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社または当該配電事業

者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

- (2) お客様が当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置，変更または修繕工事をされる場合は，あらかじめその内容を当社または当該配電事業者へ通知していただきます。また，物件の設置，変更または修繕工事をされた後，その物件が当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には，すみやかにその内容を当社または当該配電事業者へ通知していただきます。これらの場合において，保安上とくに必要があるときには，当社または当該配電事業者は，お客様にその内容の変更をしていただくことがあります。

61 自家用電気工作物

- (1) お客様の電気工作物のうち自家用電気工作物については，この供給約款のうち次のものは，適用いたしません。
- イ 58（調査）
 - ロ 59（調査に対するお客様の協力）
- (2) お客様が高圧により電気の供給を受ける場合には，当社または当該配電事業者は，必要に応じて，供給開始に先立ち，受電電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について，お客様と協議を行ないます。

附 則

附 則

1 この供給約款の実施期日

この供給約款は、令和5年4月1日から実施いたします。

2 供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

使用電力量または最大需要電力は、29（使用電力量等の計量）(4)の規定にかかわらず、当分の間、やむをえない場合には、供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合、使用電力量または最大需要電力は、計量された使用電力量または最大需要電力を、供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの損失率によって修正したものといたします。

3 供給電気方式および供給電圧についての特別措置

供給電気方式および供給電圧については、当社または当該配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、当分の間、本則の規定にかかわらず交流3相3線式標準電圧3,000ボルトで供給することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、高圧で電気の供給を受ける場合に準ずるものといたします。

4 ちゅらクック割引（電化厨房住宅契約）についての特別措置

(1) 適用範囲

従量電灯として電気の供給を受け、電磁誘導加熱調理器等の定格電圧200ボルトのクッキングヒーター（以下「クッキングヒーター」といいます。）を据え付けて使用する需要で、お客さまがこの特別措置の適用を希望される場合に、当分の間、適用いたします。

(2) 料金

各月の料金は、従量電灯によって料金として算定された金額からイによって算定されたちゅらクック割引額を差し引いたものといたします。ただし、従量電灯によって料金として算定された金額から再生可能エネルギー発

電促進賦課金として算定された金額およびイによって算定されたちゅらクック割引額を差し引いてえた金額が16（従量電灯）（4）に定める最低料金を下回る場合は、16（従量電灯）（4）に定める最低料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額の合計といたします。

イ ちゅらクック割引額（電化厨房住宅割引額）

ちゅらクック割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、次によって算定された金額がハに定めるちゅらクック割引上限額を上回る場合のちゅらクック割引額は、ハに定めるちゅらクック割引上限額といたします。

$$\text{ちゅらクック割引額} = \text{ロの割引対象額} \times 3\text{パーセント}$$

ロ 割引対象額

割引対象額は、その1月の使用電力量に16（従量電灯）（4）によって算定された最低料金と電力量料金の合計といたします。

ハ ちゅらクック割引上限額

1 契約につき	550円00銭
---------	---------

(3) そ の 他

イ ちゅらクック割引額は、お客さまの申出にもとづいて当社がクッキングヒーターの取付けを確認した日以降の料金について適用いたします。

ロ 当社は、クッキングヒーターの機能を確認させていただきます。この場合、当社は、当該クッキングヒーターの機能を確認するために、必要に応じてお客さまからクッキングヒーターに関する資料を提出していただきます。

ハ お客さまがクッキングヒーターを取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

ニ お客さまが無断でクッキングヒーターを取り外された場合は、違約金

を申し受けます。

なお、この場合の違約金は、44（違約金）に準じて算定するものとしたします。

ホ 当社は、31（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、ちゅらクック割引上限額の日割計算は、(4)（ちゅらクック割引上限額の日割計算の基本算式）によるものとしたします。

へ 30（料金の算定）(1)ロの場合で、日割計算をするときには、料金に変更があった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。

ト その他の事項については、従量電灯にかかわる規定を準用するものとしたします。

(4) ちゅらクック割引上限額の日割計算の基本算式

イ ちゅらクック割引上限額を日割りする場合

$$\text{ちゅらクック割引上限額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ロ 30（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、イの

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は, } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

5 供給停止についての特別措置

次の地域については、41（供給の停止）(2)イおよびロにかかわらず、当分の間、お客さまが料金および他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに30日経過してなお支払われない場合に、電気の供給を停止することがあるものとしたします。

うるま市勝連津堅

南城市知念字久高

本部町字瀬底（水納島）

伊 江 村

伊 平 屋 村

伊 是 名 村
渡 嘉 敷 村
座 間 味 村

6 延滞利息についての特別措置

延滞利息は、34（延滞利息）(3)で算定した金額にかかわらず、当分の間、延滞利息対象額に3パーセントを乗じて算定してえた金額をこえないものとしたします。

7 この供給約款の実施等にもなう切替措置

料金その他の供給条件については、次のとおりといたします。

- (1) この供給約款実施の際現に特定小売供給約款（令和元年10月1日実施）の適用を受けている場合、契約期間の終期は、臨時電灯および臨時電力の場合を除き、この供給約款の実施期日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間を言います。）の末日までといたします。
- (2) この供給約款実施の日を含む料金算定期間の料金の算定にあたっては、30（料金の算定）および31（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。

別 表

別 表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定にもとづき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめインターネット等により、お客さまにお知らせいたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロおよびハの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ 託送約款等に定める記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、計量日といたします。

ハ 定額制供給の場合は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、イにいう検針日は、応当日といたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯A

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約負荷設備ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。

b 臨時電灯Aおよび臨時電力

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約種別ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、aおよびbの場合を除き、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

a 従量電灯，臨時電灯Bおよび公衆街路灯B

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の10キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

b 予備電力

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

(イ) (ロ)および(ハ)の場合を除き、お客さまからの申出の直後の4月の検針

日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

- (ロ) 託送約款等に定める記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。
- (ハ) 定額制供給の場合は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。

2 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の

位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均
原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然
ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0065$$

$$\beta = 0.1625$$

$$\gamma = 1.1167$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 81,800 円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (81,800 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 81,800 円を上回り、かつ、122,700 円以下の場合

$$\begin{array}{l} \text{燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (\text{平均燃料価格} - 81,800 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 122,700 円を上回る場合
平均燃料価格は、122,700 円といたします。

$$\begin{array}{l} \text{燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (122,700 \text{ 円} - 81,800 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

- (イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(ロ) および(ハ)の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(ロ) 託送約款等に定める記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。

(ハ) 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。

ニ 燃料費調整額

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、ロによって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

b 臨時電灯Aおよび臨時電力

燃料費調整額は、ロによって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯、臨時電灯Bおよび公衆街路灯Bのお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の10キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	1円07銭3厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	2円14銭5厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	4円29銭0厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	6円43銭4厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	10円72銭4厘
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまで ごとに	10円72銭4厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	3円20銭3厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアま での1機器につき	6円40銭6厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100 ボルトアンペアまでごとに	6円40銭6厘

(ロ) 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	8銭7厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペア までの場合	17銭3厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペア までの場合100ボルトアンペアまでごとに	17銭3厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアン ペアまでの場合	1円72銭8厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトア ンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1円72銭8厘

(ハ) 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	1円81銭6厘
-----------------	---------

ロ 従量制供給の場合

(イ) 従量電灯、臨時電灯Bおよび公衆街路灯B

基準単価は、次のとおりといたします。

最低料金	1契約につき最初の10キロワット時まで	2円76銭1厘
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	27銭6厘

(ロ) (イ)以外の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	27銭6厘
	高圧で供給を受ける場合	26銭6厘

(3) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価をインターネット等により、お客さまへお知らせいたします。

3 離島ユニバーサルサービス調整

(1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

$$\alpha = 1.0000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 42,600 円を下回る場合

離島ユニバーサルサービス調整単価 =

$$(42,600 \text{ 円} - \text{離島平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 42,600 円を上回り、かつ、63,900 円以下の場合

離島ユニバーサルサービス調整単価 =

$$(\text{離島平均燃料価格} - 42,600 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 63,900 円を上回る場合
離島平均燃料価格は、63,900 円といたします。

離島ユニバーサルサービス調整単価＝

$$(63,900 \text{ 円} - 42,600 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

ハ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(ロ)および(ハ)の場合を除き、次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間

毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(ロ) 託送約款等に定める記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。

(ハ) 定額制供給の場合は、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。

ニ 離島ユニバーサルサービス調整額

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯A

離島ユニバーサルサービス調整額は、ロによって算定された各契約負荷設備ごとの離島ユニバーサルサービス調整単価の合計といたします。

b 臨時電灯Aおよび臨時電力

離島ユニバーサルサービス調整額は、ロによって算定された各契約種別ごとの離島ユニバーサルサービス調整単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯、臨時電灯Bおよび公衆街路灯Bのお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される離島ユニバーサルサービス調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の10キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯A

離島基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	9銭0厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	17銭9厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	35銭9厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	53銭8厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	89銭8厘
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	89銭8厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	26銭8厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	53銭6厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	53銭6厘

(ロ) 臨時電灯 A

離島基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	8厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	1銭4厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	1銭4厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	14銭4厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	14銭4厘

(ハ) 臨時電力

離島基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の離島基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の離島基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	15銭2厘
-----------------	-------

ロ 従量制供給の場合

(イ) 従量電灯，臨時電灯Bおよび公衆街路灯B

離島基準単価は、次のとおりといたします。

最低料金	1契約につき最初の10キロワット時まで	23銭0厘
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	2銭3厘

(ロ) (イ)以外の場合

離島基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	2銭3厘
------------	------

(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格および(1)ロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価をインターネット等により、お客さまへお知らせいたします。

4 契約負荷設備の総容量の算定

(1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。

イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量(入力)といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量(入力)に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

(イ) 住宅、アパート、寮、病院、学校および寺院

1 差込口につき 50ワット

(ロ) (イ)以外の場合

1 差込口につき 100ワット

(2) 契約負荷設備の容量を確認できない場合は、同一業種の1回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき、契約負荷設備の総容量(入力)を算定いたします。

5 負荷設備の入力換算容量

(1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよびニによります。

イ けい光灯

	換算容量	
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)
高力率型	管灯の定格消費電力 (ワット) × 150パーセント	管灯の定格消費電力 (ワット) × 125パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力 (ワット) × 200パーセント	

ロ ネオン管灯

2次電圧 (ボルト)	換算容量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ スリムラインランプ

管の長さ (ミリメートル)	換算容量	
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)
999以下	40	40
1,149 "	60	60
1,556 "	70	70
1,759 "	80	80
2,368 "	100	100

ニ 水 銀 灯

出力 (ワット)	換 算 容 量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
40以下	60	130	50
60 "	80	170	70
80 "	100	190	90
100 "	150	200	130
125 "	160	290	145
200 "	250	400	230
250 "	300	500	270
300 "	350	550	325
400 "	500	750	435
700 "	800	1,200	735
1,000 "	1,200	1,750	1,005

(2) 誘 導 電 動 機

イ 単相誘導電動機

(イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量 (入力 [キロワット])

は、換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。

(ロ) 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

出力 (ワット)	換 算 容 量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
35以下	—	160	出力 (ワット) × 133.0 パーセント
45 "	—	180	
65 "	—	230	
100 "	250	350	
200 "	400	550	
400 "	600	850	
550 "	900	1,200	
750 "	1,000	1,400	

ロ 3相誘導電動機

契約負荷設備	換算容量 (入力 [キロワット])		
低圧誘導電動機	出力 (馬力)	×	93.3パーセント
	出力 (キロワット)	×	125.0パーセント
高圧誘導電動機	出力 (馬力)	×	87.8パーセント
	出力 (キロワット)	×	117.6パーセント

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別 (携帯型および移動型を含みます。)	最高定格管電圧 (キロボルトピーク)	管電流 (短時間定格電流) (ミリアンペア)	換算容量 (入力) (キロボルトアンペア)
治療用装置			定格1次最大入力(キロボルトアンペア)の値といたします。
診察用装置	95キロボルトピーク以下	20 ミリアンペア以下	1
		20 ミリアンペア超過 30ミリアンペア以下	1.5
		30 " 50 "	2
		50 " 100 "	3
		100 " 200 "	4
		200 " 300 "	5
		300 " 500 "	7.5
		500 " 1,000 "	10
	95キロボルトピーク超過 100キロボルトピーク以下	200 ミリアンペア以下	5
		200 ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	6
		300 " 500 "	8
		500 " 1,000 "	13.5
	100キロボルトピーク超過 125キロボルトピーク以下	500 ミリアンペア以下	9.5
		500 ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	16
125キロボルトピーク超過 150キロボルトピーク以下	500 ミリアンペア以下	11	
	500 ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	19.5	
蓄電器放電式診察用装置		コンデンサ容量 0.75 マイクロファラッド以下	1
		0.75 マイクロファラッド超過 1.5 マイクロファラッド以下	2
		1.5 " 3 "	3

(4) 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 日本工業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合

$$\begin{aligned} \text{入力（キロワット）} &= \text{最大定格1次入力（キロボルトアンペア）} \\ &\quad \times 70 \text{ パーセント} \end{aligned}$$

ロ イ以外の場合

$$\begin{aligned} \text{入力（キロワット）} &= \text{実測した1次入力（キロボルトアンペア）} \\ &\quad \times 70 \text{ パーセント} \end{aligned}$$

(5) そ の 他

イ (1), (2), (3)および(4)によることが不相当と認められる電気機器の換算容量（入力）は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。

ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。

ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

6 契約受電設備容量の算定

単相変圧器を結合して使用する場合の契約受電設備の群容量（キロボルトアンペア）は、次の算式によって算定された値といたします。

(1) ΔまたはY結線の場合

$$\text{群容量} = \text{単相変圧器容量（キロボルトアンペア）} \times 3$$

(2) V結線（同容量変圧器）の場合

$$\text{群容量} = \text{単相変圧器容量（キロボルトアンペア）} \times 2 \times 0.866$$

(3) 変則V結線（異容量変圧器）の場合

$$\begin{aligned} \text{群容量} &= \text{電灯電力用変圧器容量（キロボルトアンペア）} - \text{電力用変圧器} \\ &\quad \text{容量（キロボルトアンペア）} + \text{電力用変圧器容量（キロボルト} \\ &\quad \text{アンペア）} \times 2 \times 0.866 \end{aligned}$$

7 加重平均力率の算定

加重平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。

加重平均力率（パーセント）

$$= \frac{100 \text{ パーセント} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{電熱器} \\ \text{総容量} \end{array} \right\} + 90 \text{ パーセント} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{力率90パーセント} \\ \text{の機器総容量} \end{array} \right\} + 80 \text{ パーセント} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{力率80パーセント} \\ \text{の機器総容量} \end{array} \right\}}{\text{機 器 総 容 量}}$$

8 契約電力等の算定方法

(1) 高圧で電気の供給を受ける農事用電力のお客さまで、契約電力が500キロワット未満の場合の契約電力は、契約負荷設備の総入力（出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）、または契約受電設備の総容量（単相変圧器を結合して使用する場合は、別表6〔契約受電設備容量の算定〕によって算定された群容量によります。）と受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備の総入力（出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）の合計のうち、いずれか小さい方に次のイまたはロによってえた値といたします。

イ 契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）の合計に次の係数を乗じてえた値といたします。

なお、電灯または小型機器について差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、契約負荷設備の入力を別表4（契約負荷設備の総容量の算定）(1)に準じて算定いたします。また、動力について電気機器の試験用に電気を使用される等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は(2)に準じて算定し、次の係数は乗じないものといたします。

最初の6キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
次の100キロワットにつき	70パーセント
次の150キロワットにつき	60パーセント
次の200キロワットにつき	50パーセント
500キロワットをこえる部分につき	30パーセント

ロ 契約受電設備の総容量（単相変圧器を結合して使用する場合は、別表6〔契約受電設備容量の算定〕によって算定された群容量によりま
す。）と受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備の総入力（出力
で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表5〔負荷設備の
入力換算容量〕によって換算するものいたします。）との合計（この
場合、契約受電設備の総容量については、1ボルトアンペアを1ワット
とみなします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。

最初の50キロワットにつき	80パーセント
次の50キロワットにつき	70パーセント
次の200キロワットにつき	60パーセント
次の300キロワットにつき	50パーセント
600キロワットをこえる部分につき	40パーセント

ただし、次の変圧器は、契約受電設備の総容量の算定の対象といたしま
せん。

- (イ) 2次側に契約負荷設備が直接接続されていない変圧器
- (ロ) 2次側に受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備が接続されて
いる変圧器
- (ハ) 電圧を契約負荷設備の使用電圧と同位の電圧に変更する変圧器の2次
側に接続されている変圧器((ロ)に該当する変圧器の2次側に接続されて
いる変圧器を除きます。)

(ニ) 予備設備であることが明らかな変圧器

(2) 20 (低圧電力) (4) ロの場合の契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率 (100パーセントといたします。) を乗じます。

イ 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。

ロ 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

9 日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ 基本料金，最低料金，定額制供給の料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし、30 (料金の算定) (1) ハまたはニに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \quad \text{は、} \quad \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

ロ 従量電灯，臨時電灯 B および公衆街路灯 B の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

(イ) 従量電灯

$$\text{最低料金適用電力量} = 10 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 110 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、10キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ロ) 臨時電灯Bおよび公衆街路灯B

$$\text{最低料金適用電力量} = 10 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。

(ハ) (イ)または(ロ)によって算定された最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ニ) 30 (料金の算定) (1)ハまたはニに該当する場合は、(イ)および(ロ)の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \quad \text{は、} \quad \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

ハ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

(イ) 30 (料金の算定) (1)イ, ハまたはニの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 30 (料金の算定) (1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を, 料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また, 業務用電力, 低圧電力, 高圧電力および臨時電力(従量制供給のものに限ります。)のお客さまにおいて, 料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は, 料金の計算上区分すべき期間の日数(停止期間中の日数を除きます。)に契約電力を乗じた値の比率により区分してえた値により算定いたします。ただし, 計量値を確認する場合は, その値によります。

ニ 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金(最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金および定額供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。)を算定する場合

(イ) 30 (料金の算定) (1)イ, ハまたはニの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 30 (料金の算定) (1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を, 料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし, 計量値を確認する場合は, その値によります。

(2) 電気の供給を開始し, または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう検針期間の日数は, 次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から, 需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から, 当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

- (3) 28 (料金の算定期間) (2)の場合は、(1)イにいう検針期間の日数は、計量期間の日数といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう検針期間の日数は、(2)に準ずるものといたします。この場合、(2)にいう検針日は、計量日といたします。
- (4) 定額制供給の場合または29 (使用電力量等の計量) (8)の場合は、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅したときの(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、(2)に準ずるものといたします。この場合、(2)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日とし、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は、消滅日直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。
- (5) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう暦日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日 (開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。) の属する月の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日 (消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。) の属する月の日数といたします。

- (6) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置
に関する省令第21条第2項に基づく添付書類

- 1 変更を必要とする理由
- 2 特定小売供給約款の変更の内容および新旧料金率比較表
- 3 みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則様式第1から第8までにより作成した書類
 - (様式第1)
 - 第1表 営業費総括表
 - 第2表 事業報酬総括表
 - 第4表 控除収益総括表
 - (様式第2)
 - 第1表 営業費明細表
 - 第2表 事業報酬明細表
 - 第5表 控除収益明細表
 - (様式第3) 部門整理表
 - (様式第4の2) 販売費整理表
 - (様式第5の2) 送配電非関連費明細表
 - (様式第6の2) 送配電非関連需要明細表
 - (様式第7の2) 送配電非関連費および送配電非関連費等計算表
 - (様式第8)
 - 第2表 需要種別原価等と料金収入の比較表

沖縄電力株式会社

1 変更を必要とする理由

変更を必要とする理由

I 電気料金の値上げ申請の理由

当社は、低廉な電気を安定的にお客さまへお届けすることを基本的な使命とし、地域社会の成長発展を支えるとともに、小売全面自由化により競争が激化する中、不断の経営効率化によって電気料金の低減に努めてまいりました。

しかしながら、ウクライナ情勢による資源価格の高騰および為替レートの円安の進行により、燃料費や他社購入電力料などの需給関連費が大幅に増加するとともに、燃料費調整額の算定に用いる平均燃料価格が調整の上限価格（以下、燃調上限）を大幅に超過し、電力供給に必要なコストが電気料金収入を上回る異常な状況が続くことによって、財務状況が急激に悪化しております。

こうした状況に対処するため、本年4月に「緊急経営対策委員会」を設置してあらゆる収支対策を検討・実施してまいりました。収益面の施策として、特別高圧および高圧自由料金メニューの新規お客さまに対する燃調上限を本年6月に廃止したことに加え、既契約のお客さまについても本年11月からの廃止についてお願いしてきたところではありますが、そのような施策を実施してもなお2022年度の個別業績予想は485億円の経常損失となる見通しであり、損失規模としては過去に類をみない未曾有の事態となっております。

引き続き、最大限の経営効率化に取り組んでまいりますが、現行の電気料金を維持し、燃調上限超過分を当社が負担する状況が続くと、燃料調達や設備の保守・保全などに必要な資金調達にも支障をきたし、当社最大の使命である電力の安定供給を継続していくことが困難となります。

そのため、苦渋の決断ではありますが、経営合理化の徹底を前提に2023年4月から規制部門の電気料金の値上げを申請することといたしました。

当社といたしましては、今後も引き続き、全社を挙げて、更なる徹底した効率化に取り組んでまいり所存です。

また、お客さまへの省エネ・節電等のサポートなどを通じて、お客さまのご負担軽減に向けた取り組みを更に充実してまいります。

以下、需給関連費の増加の詳細と当社の経営効率化の取り組みおよび電気料金の値上げ申請の必要性についてご説明いたします。

1. 需給関連費の増加

当社は、第2次オイルショックの影響を受け電気料金の値上げを実施した1980年以降、石炭火力発電所の電源開発により供給コストの抑制を進め、2008年までに9回の値下げ改定を実施し、電気料金を低減させてきました。

また、2012年には沖縄初となるLNG火力発電所を運転開始し、電源の多様化によるエネルギーセキュリティの向上およびCO2排出削減による環境負荷の低減を果たしつつ、電気料金の上昇抑制に努めてまいりました。

しかしながら、ウクライナ情勢による資源価格の高騰および円安の進行により、燃料費は急騰しております。

特に石炭価格は高騰しており、直近3カ月（2022年7月～9月）の貿易統計価格は378.5\$/tと、2008年度の料金原価に比べ4.6倍となっております。

需給関連費（燃料費および他社購入電力料）合計では、2023年度から2025年度の平均で1,478億円となり、2008年度の料金原価に比べて944億円の増加となる見通しです。

2. 徹底した経営効率化の取組みによる原価の低減

当社は、低廉な電気を安定的にお客さまへお届けすることを基本的な使命とし、不断の経営効率化によって電気料金の低減に努めてまいりました。

今回、電気料金の値上げ申請を行うにあたっては、緊急経営対策委員会での検討内容も踏まえ、これまで以上の経営効率化に取り組むこととし、お客さまのご負担の軽減を図っております。その結果、原価算定期間である2023年度から2025年度において、年平均136億円の経営効率化を電気料金へ反映しております。

各項目における具体的な効率化施策については、以下のとおりです。

(1) 人件費

当社では、これまで業務の集中化、組織・事業所の統廃合等により人材の効果的な活用および人員の抑制に努めてまいりました。

今後も効率的な業務運営を目指した組織体制の構築および人員の抑制に引き続き取り組んでまいります。

人件費につきましては、料金原価に織り込む役員給与や従業員年収の引き下げ、保養所の全廃を含む厚生費の削減等により、2008年度の料金原価87億円に対し、2023年度から2025年度の年平均の料金原価を66億円とし、21億円引き下げております。

(2) 設備投資関連費用

設備投資につきましては、安定供給の確保を大前提に、経済性・環境対策の同時達成を図りながら、自然災害に強い設備形成に努めております。また、設備の設計、契約、施工の各段階におけるコスト低減に努めると同時に、収益性を評価した設備更新などの戦略的な設備投資により、トータルコストの低減を図っております。

こうした効率的な設備投資を前提として、減価償却費については、2008年度の料金原価92億円に対し、2023年度から2025年度の年平均の料金原価を87億円とし、6億円の減少を織り込んでおります。

(3) 修繕費、諸経費等

修繕費につきましては、合理的な補修方法を検討し、点検周期、数量、単価、発注方法の見直し等の効率的な運用に取り組んでおります。また、発電設備の高度な運転管理や業務効率化に活用するIoT基盤の導入等、業務運営の効率化にも努めております。

こうした取り組みを前提として、修繕費については、2008年度の料金原価85億

円に対し、2023年度から2025年度の年平均の料金原価を80億円とし、5億円の減少を織り込んでおります。

諸経費等につきましても、支出項目の精査・厳選や契約内容の見直し等により普及開発関係費、委託費、諸費、賃借料、研究費等を削減するとともに、業務のデジタル化を強力に推進することで経費の削減に努めてまいります。

3. 電気料金の値上げ申請の必要性

前述のとおり、当社は、全社を挙げて徹底した経営効率化を図り、コストダウンに取り組んでおります。しかしながら、今般の燃料価格の急騰は過去に類を見ない水準であることに加え、先行きも非常に不透明な状況となっており、徹底したコストダウンの成果を反映しても、抜本的な収支改善は極めて難しい状況にあります。

具体的には、2023年度から2025年度における原価は年平均で2,170億円、販売電力量1キロワット時あたり35円91銭となる見込みですが、当該期間において現行料金を継続した場合の収入は年平均で1,548億円、販売電力量1キロワット時あたり25円63銭となる見込みです。この結果、年平均で622億円、1キロワット時あたり10円28銭と大幅な収入不足が見込まれることとなります。

こうした状況から、当社の最大の使命である電力の安全・安定供給を継続していくため、誠に心苦しい限りですが、規制部門のお客さまにつきまして2023年4月1日から平均43.81%の電気料金の値上げを申請させていただきたく存じます。また、自由化部門のお客さまにつきましても、同日から平均37.91%の電気料金の値上げをお願いすることとしております。

当社といたしましては、今後も引き続き全社を挙げて更なる効率化に取り組んでまいり所存です。

Ⅱ お客さまのご理解をいただくための取組み

1. お客さま等への丁寧なご説明

電気料金の値上げにあたりまして、お客さまへは、値上げ申請するに至った背景、経営効率化の取組み、値上げ申請の内容等を当社ホームページにてお知らせする他、ご説明資料またはダイレクトメール等のお届け、お電話やご訪問等により、丁寧にご説明してまいります。

また、当社ホームページ上において、お客さまご自身の料金値上げによる影響額をご試算頂けるツールをご準備いたします。

加えて、値上げに関するお客さまからのご意見・ご質問等に関する専用窓口

(電気料金値上げに関する専用ダイヤル)を設置し、お問い合わせに対して丁寧な対応に努めてまいります。

2. お客さまの省エネや節約などにつながる情報のご紹介

当社ホームページにおいて、電気を効率よくお使いいただくための節電・省エネの方法や、契約メニューの変更によるシミュレーションなど、お客さまのお役に立つツールをご紹介します。

以上、電気料金値上げの理由ならびにお客さまにご理解を頂くための取組み等について申し述べました。

事情ご賢察のうえ、ご認可頂きますようお願いいたします。

2 特定小売供給約款の変更の内容および新旧料金率比較表

特定小売供給約款の変更の内容

特定小売供給約款の変更の概要は、次のとおりであります。

- ・ 託送供給に係る供給条件の明確化
- ・ 離島ユニバーサルサービス調整の導入
- ・ 臨時電力における力率決定方法の変更
- ・ 保証金利息の廃止
- ・ 共同住宅における従量電灯の特別措置の廃止
- ・ 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価等の事務所掲示の廃止
- ・ その他の今日の見直し

新 旧 料 金 率 比 較 表
(電 灯 分)

現行料金				改定料金				
区 分		単位	料金率	区 分		単位	料金率	
			円				円	
定額電灯	需要家料金	1契約	66.00	需要家料金	1契約	66.00		
	電灯料金			電灯料金				
	10Wまで	1灯	118.32 [15.46]	10Wまで	1灯	170.22		
	10W超過20Wまで	"	189.31 [30.90]	10W超過20Wまで	"	293.09		
	20W超過40Wまで	"	331.32 [61.80]	20W超過40Wまで	"	538.95		
	40W超過60Wまで	"	496.98 [92.70]	40W超過60Wまで	"	784.75		
	60W超過100Wまで	"	828.31 [154.50]	60W超過100Wまで	"	1,276.40		
	100W超過	"		100W超過	"			
	100Wまでごとに	"	828.31 [154.50]	100Wまでごとに	"	1,276.40		
	小型機器料金			小型機器料金				
50VAまで	1機器	307.03 [46.14]	50VAまで	1機器	462.05			
50VA超過100VAまで	"	547.04 [92.30]	50VA超過100VAまで	"	857.11			
100VA超過	"		100VA超過	"				
100VAまでごとに	"	547.04 [92.30]	100VAまでごとに	"	857.11			
従量電灯	最低料金	1契約	442.18 [39.78]	最低料金	1契約	575.82		
	最初の10kWhまで			最初の10kWhまで				
	電力量料金			電力量料金				
	10kWh超過120kWhまで	1kWh	26.93 [3.98]	10kWh超過120kWhまで	1kWh	40.29		
120kWh超過300kWhまで	"	32.47 [3.98]	120kWh超過300kWhまで	"	45.83			
300kWh超過分	"	34.45 [3.98]	300kWh超過分	"	47.81			
臨時電灯	A	50VAまで1日につき	1契約	10.36 [1.25]	50VAまで1日につき	1契約	16.94	
		50VA超過100VAまで	"		50VA超過100VAまで	"		
		1日につき	"	20.72 [2.49]	1日につき	"	33.88	
		100VA超過500VAまでの	"		100VA超過500VAまでの	"		
		100VAごとに1日につき	"	20.72 [2.49]	100VAごとに1日につき	"	33.88	
	B	500VA超過1kVAまで	"		500VA超過1kVAまで	"		
		1日につき	"	206.69 [24.91]	1日につき	"	338.80	
		1kVA超過3kVAまでの	"		1kVA超過3kVAまでの	"		
		1kVAまでごとに1日につき	"	206.69 [24.91]	1kVAまでごとに1日につき	"	338.80	
		最低料金	1契約	563.82 [39.78]	最低料金	1契約	716.12	
最初の10kWhまで			最初の10kWhまで					
電力量料金			電力量料金					
10kWh超過分に対して	1kWh	37.34 [3.98]	10kWh超過分に対して	1kWh	52.59			
公衆街路灯	A	需要家料金	1契約	55.00	需要家料金	1契約	55.00	
		電灯料金			電灯料金			
		10Wまで	1灯	106.89 [15.46]	10Wまで	1灯	158.79	
		10W超過20Wまで	"	171.72 [30.90]	10W超過20Wまで	"	275.50	
		20W超過40Wまで	"	301.40 [61.80]	20W超過40Wまで	"	509.03	
		40W超過60Wまで	"	452.10 [92.70]	40W超過60Wまで	"	742.53	
		60W超過100Wまで	"	753.51 [154.50]	60W超過100Wまで	"	1,209.54	
		100W超過	"		100W超過	"		
		100Wまでごとに	"	753.51 [154.50]	100Wまでごとに	"	1,209.54	
		小型機器料金			小型機器料金			
	50VAまで	1機器	270.62 [46.14]	50VAまで	1機器	425.64		
	50VA超過100VAまで	"	487.09 [92.30]	50VA超過100VAまで	"	797.16		
	100VA超過	"		100VA超過	"			
	100VAまでごとに	"	487.09 [92.30]	100VAまでごとに	"	797.16		
B	最低料金	1契約	442.18 [39.78]	最低料金	1契約	575.82		
	最初の10kWhまで			最初の10kWhまで				
	電力量料金			電力量料金				
	10kWh超過分に対して	1kWh	26.93 [3.98]	10kWh超過分に対して	1kWh	40.29		

新 旧 料 金 率 比 較 表
(電 力 分)

現行料金				改定料金						
区 分		単位	料金率		区 分		単位	料金率		
業 務 用 電 力	基本料金	1kW	円 1,743.50		業 務 用 電 力	基本料金	1kW	円 1,743.50		
	電力量料金	1kWh	20.99	[3.84]	業 務 用 電 力	電力量料金	1kWh	33.88		
	夏季料金 その他季料金	"	19.50	[3.84]	業 務 用 電 力	夏季料金 その他季料金	"	32.39		
低 圧 電 力	基本料金	1kW	1,331.00		低 圧 電 力	基本料金	1kW	1,331.00		
	電力量料金	1kWh	19.99	[3.98]	低 圧 電 力	電力量料金	1kWh	33.35		
	夏季料金 その他季料金	"	18.60	[3.98]	低 圧 電 力	夏季料金 その他季料金	"	31.96		
高 圧 電 力	A	基本料金	1kW	1,617.00		高 圧 電 力	A	基本料金	1kW	1,617.00
		電力量料金	1kWh	19.06	[3.84]		A	電力量料金	1kWh	31.95
		夏季料金 その他季料金	"	17.74	[3.84]		A	夏季料金 その他季料金	"	30.63
	B	基本料金	1kW	2,018.50		高 圧 電 力	B	基本料金	1kW	2,018.50
		電力量料金	1kWh	18.07	[3.84]		B	電力量料金	1kWh	30.96
		夏季料金 その他季料金	"	16.84	[3.84]		B	夏季料金 その他季料金	"	29.73
定額制供給 1日につき		1kW	225.56 [26.17]		定額制供給 1日につき		1kW	313.50		
臨 時 電 力	従量制供給 基本料金		業務用電力、低圧電力または高圧電力の該当料金の20パーセント増し				従量制供給 基本料金		業務用電力、低圧電力または高圧電力の該当料金の20パーセント増し	
	電 力	電力量料金	1kWh	22.78	[3.98]	臨 時 電 力	電力量料金	1kWh	40.02	38.35
		22(臨時電力)(1)イに 該当する場合 低圧で電気の供給を 受ける場合 夏季料金 その他季料金					"			
	電 力	高圧で電気の供給を 受ける場合 契約電力が500kW未満 の場合 夏季料金 その他季料金	1kWh	21.70	[3.84]	臨 時 電 力	高圧で電気の供給を 受ける場合 契約電力が500kW未満 の場合 夏季料金 その他季料金	1kWh	38.34	36.76
		契約電力が500kW以上 の場合 夏季料金 その他季料金	"	20.26	[3.84]		臨 時 電 力	契約電力が500kW以上 の場合 夏季料金 その他季料金	"	37.15
	電 力	22(臨時電力)(1)ロに 該当する場合 夏季料金 その他季料金	1kWh	20.54	[3.84]	臨 時 電 力	22(臨時電力)(1)ロに 該当する場合 夏季料金 その他季料金	1kWh	37.15	35.68
		夏季料金 その他季料金	"	19.20	[3.84]		臨 時 電 力	夏季料金 その他季料金	"	40.66
電 力	22(臨時電力)(1)ロに 該当する場合 夏季料金 その他季料金	1kWh	24.01	[3.84]	臨 時 電 力	22(臨時電力)(1)ロに 該当する場合 夏季料金 その他季料金	1kWh	40.66	38.87	
	夏季料金 その他季料金	"	22.38	[3.84]		臨 時 電 力	夏季料金 その他季料金	"		

現行料金				改定料金				
区 分		単位	料金率	区 分		単位	料金率	
農 事 用 電 力	基本料金		円	農 事 用 電 力	基本料金		円	
	100Vまたは200V供給 6,000V供給	1kW "	891.00 1061.50		100Vまたは200V供給 6,000V供給	1kW "	891.00 1061.50	
農 事 用 電 力	電力量料金			農 事 用 電 力	電力量料金			
	100Vまたは200V供給 6,000V供給	1kWh "	16.78 [3.98] 16.51 [3.84]		100Vまたは200V供給 6,000V供給	1kWh "	30.14 29.40	
自 家 発 自 家 補 給 電 力	基本料金 使用月	業務用電力の該当料金の10パーセント増し		自 家 発 自 家 補 給 電 力	基本料金 使用月	業務用電力の該当料金の10パーセント増し		
		上記の30パーセント				上記の30パーセント		
	A 電力量料金	a 定期検査または 定期補修による場合	1kWh "	22.50 [3.84] 20.99 [3.84]	A 電力量料金	a 定期検査または 定期補修による場合	1kWh "	37.27 35.63
		夏季料金 その他季料金				夏季料金 その他季料金		
B 電力量料金	b a以外の場合	1kWh "	26.67 [3.84] 24.78 [3.84]	B 電力量料金	b a以外の場合	1kWh "	46.59 44.54	
	夏季料金 その他季料金				夏季料金 その他季料金			
自 家 発 自 家 補 給 電 力	基本料金 使用月	高圧電力の該当料金の10パーセント増し		自 家 発 自 家 補 給 電 力	基本料金 使用月	高圧電力の該当料金の10パーセント増し		
		上記の20パーセント				上記の20パーセント		
	B 電力量料金	a 定期検査または 定期補修による場合	1kWh "	20.38 [3.84] 19.06 [3.84]	B 電力量料金	a 定期検査または 定期補修による場合	1kWh "	35.15 33.69
		契約電力が500kW未満 の場合				契約電力が500kW未満 の場合		
	B 電力量料金	夏季料金 その他季料金	1kWh "	19.32 [3.84] 18.09 [3.84]	B 電力量料金	夏季料金 その他季料金	1kWh "	34.06 32.70
		契約電力が500kW以上 の場合				契約電力が500kW以上 の場合		
	B 電力量料金	b a以外の場合	1kWh "	24.01 [3.84] 22.38 [3.84]	B 電力量料金	b a以外の場合	1kWh "	43.93 42.12
		契約電力が500kW未満 の場合				契約電力が500kW未満 の場合		
B 電力量料金	夏季料金 その他季料金	1kWh "	22.67 [3.84] 21.15 [3.84]	B 電力量料金	夏季料金 その他季料金	1kWh "	42.57 40.88	
	契約電力が500kW以上 の場合				契約電力が500kW以上 の場合			
予 備 電 力	(予備線) 基本料金	常時供給分の該当料金の5パーセント		予 備 電 力	(予備線) 基本料金	常時供給分の該当料金の5パーセント		
	電力量料金	常時供給分の該当料金			電力量料金	常時供給分の該当料金		
	(予備電源) 基本料金	常時供給分の該当料金の10パーセント			(予備電源) 基本料金	常時供給分の該当料金の10パーセント		
	電力量料金	常時供給分の該当料金			電力量料金	常時供給分の該当料金		

新 旧 料 金 率 比 較 表
 (附則4 ちゅらクック割引〔電化厨房住宅契約〕についての特別措置)

現行料金			改定料金		
区 分	単 位	割引率および上限額	区 分	単 位	割引率および上限額
ちゅらクック割引	1契約	割引対象額の 3パーセント	ちゅらクック割引	1契約	割引対象額の 3パーセント
ちゅらクック割引上限額	1契約	円 550.00	ちゅらクック割引上限額	1契約	円 550.00

燃料費調整基準単価比較表

現行料金			改定料金		
区 分	単位	基準単価 円	区 分	単位	基準単価 円
(1) 定額制供給 イ. 定額電灯および公衆街路灯A 電灯			(1) 定額制供給 イ. 定額電灯および公衆街路灯A 電灯		
10Wまで	1灯	1.227	10Wまで	1灯	1.073
10W超過20Wまで	〃	2.452	10W超過20Wまで	〃	2.145
20W超過40Wまで	〃	4.905	20W超過40Wまで	〃	4.290
40W超過60Wまで	〃	7.357	40W超過60Wまで	〃	6.434
60W超過100Wまで	〃	12.262	60W超過100Wまで	〃	10.724
100W超過	〃		100W超過	〃	
100Wまでごとに	〃	12.262	100Wまでごとに	〃	10.724
小型機器料金			小型機器料金		
50VAまで	1機器	3.662	50VAまで	1機器	3.203
50VA超過100VAまで	〃	7.325	50VA超過100VAまで	〃	6.406
100VA超過	〃		100VA超過	〃	
100VAまでごとに	〃	7.325	100VAまでごとに	〃	6.406
ロ. 臨時電灯A			ロ. 臨時電灯A		
50VAまで1日につき	1契約	0.099	50VAまで1日につき	1契約	0.087
50VA超過100VAまで 1日につき	〃	0.198	50VA超過100VAまで 1日につき	〃	0.173
100VA超過500VAまでの 100VAごとに1日につき	〃	0.198	100VA超過500VAまでの 100VAごとに1日につき	〃	0.173
500VA超過1kVAまで 1日につき	〃	1.977	500VA超過1kVAまで 1日につき	〃	1.728
1kVA超過3kVAまでの 1kVAまでごとに1日につき	〃	1.977	1kVA超過3kVAまでの 1kVAまでごとに1日につき	〃	1.728
ハ. 臨時電力 1日につき	1kW	2.077	ハ. 臨時電力 1日につき	1kW	1.816
(2) 従量制供給 イ. 従量電灯, 臨時電灯B および公衆街路灯B 最低料金			(2) 従量制供給 イ. 従量電灯, 臨時電灯B および公衆街路灯B 最低料金		
最初の10kWhまで	1契約	3.157	最初の10kWhまで	1契約	2.761
電力量料金			電力量料金		
10kWh超過分	1kWh	0.316	10kWh超過分	1kWh	0.276
ロ. イ以外の場合			ロ. イ以外の場合		
低圧	1kWh	0.316	低圧	1kWh	0.276
高圧	〃	0.305	高圧	〃	0.266

離島基準単価比較表

現行料金			新設料金		
区分	単位	基準単価	区分	単位	基準単価
					円
			(1) 定額制供給 イ. 定額電灯および公衆街路灯A 電灯		
			10Wまで	1灯	0.090
			10W超過20Wまで	〃	0.179
			20W超過40Wまで	〃	0.359
			40W超過60Wまで	〃	0.538
			60W超過100Wまで	〃	0.898
			100W超過	〃	
			100Wまでごとに	〃	0.898
			小型機器料金		
			50VAまで	1機器	0.268
			50VA超過100VAまで	〃	0.536
			100VA超過	〃	
			100VAまでごとに	〃	0.536
			ロ. 臨時電灯A		
			50VAまで1日につき	1契約	0.008
			50VA超過100VAまで	〃	
			1日につき	〃	0.014
			100VA超過500VAまでの	〃	
			100VAごとに1日につき	〃	0.014
			500VA超過1kVAまで	〃	
			1日につき	〃	0.144
			1kVA超過3kVAまでの	〃	
			1kVAまでごとに1日につき	〃	0.144
			ハ. 臨時電力		
			1日につき	1kW	0.152
			(2) 従量制供給		
			イ. 従量電灯, 臨時電灯B および公衆街路灯B		
			最低料金		
			最初の10kWhまで	1契約	0.230
			電力量料金		
			10kWh超過分	1kWh	0.023
			ロ. イ以外の場合	1kWh	0.023

3 みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則様式第1から第8までにより作成した書類

様式第1（第3条、第4条、第5条、第34条、第37条関係）

第1表

営業費総括表

（単位：千円）

項目	金額	備考
役員給与	718,140	
給料手当	33,118,935	平均経費人員：（1,607人）
給料手当振替額（貸方）	▲782,599	平均基準賃金：（394,824円/月）
退職給与金	3,587,185	
厚生費	5,719,689	
委託検針費	289,620	
委託集金費	683,341	
雑給	1,711,224	
燃料費	353,624,390	
使用済燃料再処理等抛出金発電費	-	
廃棄物処理費	7,466,687	
特定放射性廃棄物処分費	-	
消耗品費	2,752,420	
修繕費	61,225,191	
水利使用料	-	
補償費	998,085	
賃借料	11,419,864	
委託費	27,047,368	
損害保険料	84,583	
原子力損害賠償資金補助法一般負担金	-	
原賠・廃炉等支援機構一般負担金	-	
普及開発関係費	282,113	
養成費	242,934	
研究費	668,216	
諸費	5,265,466	
	-	
	<416,056>	
貸倒損	253,590	
固定資産税	7,947,365	
雑税	296,364	
減価償却費	65,278,985	
固定資産除却費	8,936,528	
原子力発電施設解体費	-	
共有設備費等分担額	-	
共有設備費等分担額（貸方）	-	
他社購入電源費	159,362,650 (41,570,848)	購入電力量：5,905（10 ⁶ kWh）
非化石証書購入費	119,474	
建設分担関連費振替額（貸方）	▲84,527	
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	▲185,440	
原子力廃止関連仮勘定償却費	-	
電源開発促進税	8,898,918	
事業税	7,295,107	
開発費	-	
開発費償却	-	
電力費振替勘定（貸方）	▲6,476	
株式交付費	-	
株式交付費償却	-	
社債発行費	107,268	
社債発行費償却	-	
法人税等	3,689,622	
合計	778,032,280	

原価算定期間を、2023年4月から2026年3月までの3年として算定した。

（記載注意）

- 給料手当の平均経費人員（人）及び平均基準賃金（円/月）を、備考欄に記載すること。
- 他社購入電源費の購入電力量（10⁶kWh）を、備考欄に記載すること。
- 諸費の上段<>内には寄付金に係る費用を、下段<>内には団体費に係る費用を内数として記載すること。
- 他社購入電源費の（ ）内には、新エネルギー等電源費に係る費用を内数として記載すること。

[主な項目の内訳]

(1) 燃料費

(単位：千円)

項 目		金 額	備 考
火力燃料費	石炭費	193,986,650	火力燃料費小計は、送配電 に関連する離島燃料費及び 本島持替増分費用（燃料費 相当分）を加算して算定
	燃料油費	866,822	
	ガス費	93,093,743	
	その他	3,436,324	
	小 計	353,624,390	加算額（3ヵ年計） 離島燃料費 51,200,132千円 本島持替増分費用 1,1040,719千円
核燃料費	核燃料減損額及び核燃料減損修正損 （又は核燃料減損修正益（貸方））	—	
	濃縮関連費	—	
	小 計	—	
新エネルギー等燃料費		—	
合 計		353,624,390	
火力燃料重油換算消費量（10 ³ k1）		3,378	
火力燃料重油換算単価（円／k1）		104,685	
火力発電電力量（発電端10 ⁶ kWh）		16,456	
火力燃料kWh当たり単価（発電端 円／kWh）		21.49	
原子力発電電力量（発電端10 ⁶ kWh）		—	
核燃料kWh当たり単価（発電端 円／kWh）		—	
新エネルギー等燃料重油換算消費量（10 ³ k1）		—	
新エネルギー等燃料重油換算単価（円／k1）		—	
燃料費算定に必要な新エネルギー等発電電力量（発 電端10 ⁶ kWh）		—	
新エネルギー等燃料kWh当たり単価 （発電端 円/kWh）		—	

(参考) 主要燃料消費数量、消費価格

項 目		数量・価格	備 考
消費数量	石炭（10 ³ t）	4,050	
	重油（10 ³ k1）	21	
	原油（10 ³ k1）	—	
	LNG（10 ³ t）	784	
平均消費価格	石炭（円／t）	47,898	
	重油（円／k1）	104,514	
	原油（円／k1）	—	
	LNG（円／t）	118,742	

(2) 修繕費

(単位：千円)

項 目	金 額	備 考
普通修繕費	46,921,323	
取替修繕費	14,303,868	
合 計	61,225,191	

(3) 減価償却費

(単位：千円)

項 目	金 額	備 考
水力発電設備	—	
火力発電設備	34,080,453	
原子力発電設備	—	
新エネルギー等発電設備	106,956	
送電設備	10,357,091	
変電設備	8,189,132	
配電設備	9,286,576	
業務設備	3,258,776	
合 計	65,278,985	

第2表

事業報酬総括表

(単位：千円)

項目	金額 (第4条第2項 第1号関係)	金額 (第4条第2項 第2号関係)	備考
特定固定資産	977,136,107	745,978,135	(A) について レートベースより 任意積立金の一部 を控除している
建設中の資産	39,777,664	32,793,234	
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	-	-	
核燃料資産	-	-	
特定投資	-	-	
運転資本	営業資本	22,333,870	
	貯蔵品	13,881,542	
小計	125,947,785	36,215,412	
繰延償却資産	-	-	
(A)：レートベースの額の合計額	1,124,861,556	801,108,964	
(B)：報酬率(%)	2.7	1.5	電気事業報酬額
(C)：(A)×(B)	① 30,371,262	② 12,016,634	①-②：18,453,899

原価算定期間を、2023年4月から2026年3月までの3年として算定した。

第3表

事業報酬総括表

(単位：千円)

項目	金額 (第4条第3項 第1号関係)	金額 (第4条第3項 第2号関係)	金額 (第4条第3項第3号 のうち事業者のレート ベースの額)	備考
特定固定資産		/		
建設中の資産				
使用済燃料再処理関連加工仮勘定				
核燃料資産				
特定投資				
運転資本	営業資本			
	貯蔵品			
小計				
繰延償却資産				
(A)：レートベースの額の合計額	①		②	
(B)：報酬率(%)			電気事業報酬額※	
(C)：(A)×(B)	④	⑤	※ (④-⑤) × (③/ ①-②)	

原価算定期間を、 年 月から 年 月までの 年として算定した。

(記載注意)

第4条第3項第2号関係の金額については、直近の託送供給等約款の認可又は届出に当たり、託送料金算定規則第5条第2項又は旧託送料金算定規則第5条第2項の規定により算定されたレートベースの額の合計額、報酬率及び電気事業報酬の額を、それぞれ(A)、(B)、(C)に記載すること。

第4表

控除収益総括表

(単位：千円)

項目	金額	備考
他社販売電源料	40,414,084	購入電力量：1,685 (10 ⁶ kWh)
託送収益	0 (0)	
電気事業雑収益	5,086,666	
預金利息	0	
賠償負担金相当収益	0	
廃炉円滑化負担金相当収益	0	
合計	45,500,750	

原価算定期間を、2023年4月から2026年3月までの3年として算定した。

(記載注意)

- 1 他社販売電源料の販売電力量 (10⁶kWh) を、備考欄に記載すること。
- 2 託送収益の () 内には、電源線に係る収益を内数として記載すること。

- 注
- 1 該当すべき事項がないときは、表の作成又は記載を省略することができる。
 - 2 記載すべき金額は千円単位をもって表示することができる。ただし、営業費、事業報酬及び控除収益の合計額が千億円を超える事業者は、「千円」を「百万円」に読み替え、百万円単位をもって表示することを妨げない。
 - 3 火力に係るものは、汽力及び内燃力に係るものをいう。

様式第2（第3条、第4条、第5条関係）

第1表

営業費明細表

（単位：千円）

項目	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
役員給与	239,380	239,380	239,380	718,140	
給料手当	10,656,550	11,012,255	11,450,130	33,118,935	
給料手当振替額（貸方）	▲251,814	▲260,219	▲270,566	▲782,599	
退職給与金	1,243,821	1,187,156	1,156,208	3,587,185	
厚生費	1,846,557	1,902,149	1,970,983	5,719,689	
委託検針費	144,243	145,377	—	289,620	
委託集金費	342,787	340,554	—	683,341	
雑給	544,155	568,767	598,302	1,711,224	
燃料費	121,787,238	116,011,979	115,825,173	353,624,390	
使用済燃料再処理等拠出金発電費	—	—	—	—	
廃棄物処理費	2,578,185	2,415,618	2,472,884	7,466,687	
特定放射性廃棄物処分費	—	—	—	—	
消耗品費	919,634	939,107	893,679	2,752,420	
修繕費	20,823,212	20,617,525	19,784,454	61,225,191	
水利使用料	—	—	—	—	
補償費	332,695	332,695	332,695	998,085	
賃借料	3,808,536	3,805,789	3,805,539	11,419,864	
委託費	9,385,547	8,860,629	8,801,192	27,047,368	
損害保険料	28,567	28,087	27,929	84,583	
原子力損害賠償資金補助法一般負担金	—	—	—	—	
原賠・廃炉等支援機構一般負担金	—	—	—	—	
普及開発関係費	94,154	94,016	93,943	282,113	
養成費	81,234	80,620	81,080	242,934	
研究費	220,107	219,906	228,203	668,216	
諸費	1,676,342	1,787,452	1,801,672	5,265,466	
	—	—	—	—	
	<138,400>	<138,425>	<139,231>	<416,056>	
貸倒損	84,530	84,530	84,530	253,590	
固定資産税	2,546,667	2,663,668	2,737,030	7,947,365	
雑税	99,087	98,917	98,360	296,364	
減価償却費	20,355,536	22,421,050	22,502,399	65,278,985	
固定資産除却費	4,076,701	2,755,034	2,104,793	8,936,528	
原子力発電施設解体費	—	—	—	—	
共有設備費等分担額	—	—	—	—	
共有設備費等分担額（貸方）	—	—	—	—	
他社購入電源費	52,559,307 (13,743,523)	53,165,034 (13,851,916)	53,638,309 (13,975,409)	159,362,650 (41,570,848)	
非化石証書購入費	36,900	40,692	41,882	119,474	
建設分担関連費振替額（貸方）	▲21,026	▲27,360	▲36,141	▲84,527	
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	▲62,384	▲63,969	▲59,087	▲185,440	
原子力廃止関連仮勘定償却費	—	—	—	—	
電源開発促進税	2,954,372	2,963,589	2,980,957	8,898,918	
事業税	2,437,825	2,431,190	2,426,092	7,295,107	
開発費	—	—	—	—	
開発費償却	—	—	—	—	
電力費振替勘定（貸方）	▲5,364	▲556	▲556	▲6,476	
株式交付費	—	—	—	—	
株式交付費償却	—	—	—	—	
社債発行費	35,756	35,756	35,756	107,268	
社債発行費償却	—	—	—	—	
法人税等	1,229,874	1,229,874	1,229,874	3,689,622	
合計	262,828,911	258,126,291	257,077,078	778,032,280	

原価算定期間を、2023年4月から2026年3月までの3年として算定した。

（記載注意）

- 原価算定期間に応じて年度別に欄を設け記載すること。なお、原価算定期間の始期を10月1日とした場合には原価算定期間の初年度及び最終年度に応じて設けた欄を上期、下期及び年度計それぞれの欄に区分し、原価算定期間に含まれない半期分の値についても記載すること（以下この様式において同じ。）。
- 諸費の上段<>内には寄付金に係る費用を、下段<>内には団体費に係る費用を内数として記載すること。
- 他社購入電源費の（ ）内には、新エネルギー等電源費に係る費用を内数として記載すること。

《項目別明細表》

(1) 第3条第2項第1号関係

[役員給与、給料手当、給料手当振替額(貸方)、退職給与金、厚生費、委託検針費、委託集金費及び雑給]

(単位：千円)

項 目	前年度実績	2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備 考
役員給与	369,342	342,806	239,380	239,380	239,380	718,140	
給料手当	基準賃金	8,863,219	8,909,758	7,353,640	7,607,898	7,885,056	22,846,594
	基準外賃金	1,278,902	1,322,577	888,172	916,288	958,378	2,762,838
	諸給与金	3,899,546	3,716,065	3,204,048	3,254,352	3,333,804	9,792,204
	控除口(貸方)	▲626,531	▲881,270	▲789,310	▲766,283	▲727,108	▲2,282,701
	小計	13,415,137	13,067,130	10,656,550	11,012,255	11,450,130	33,118,935
給料手当振替額(貸方)	▲317,101	▲284,116	▲251,814	▲260,219	▲270,566	▲782,599	
退職給与金	引当金増加額	▲735,771	▲661,218	▲244,041	404,933	292,387	453,279
	実払額	241,181	245,896	223,530	223,530	298,040	745,100
	年金保険料	1,377,487	1,270,844	1,264,332	558,694	565,781	2,388,807
	小計	882,898	854,614	1,243,821	1,187,156	1,156,208	3,587,185
厚生費	法定厚生費	1,997,839	1,976,507	1,669,848	1,725,610	1,794,061	5,189,519
	一般厚生費	215,574	217,432	176,709	176,539	176,922	530,170
	小計	2,213,414	2,193,939	1,846,557	1,902,149	1,970,983	5,719,689
委託検針費	237,446	184,197	144,243	145,377	0	289,620	
委託集金費	305,236	313,456	342,787	340,554	0	683,341	
雑給	524,410	533,225	544,155	568,767	598,302	1,711,224	
合 計	17,630,784	17,205,251	14,765,679	15,135,419	15,144,437	45,045,535	
平均経費人員(人)	1,626	1,617	1,607	1,605	1,610	4,822	
平均基準賃金(円/月)	454,245	459,171	381,334	395,010	408,129	394,833	

(2)第3条第2項第2号関係

[燃料費]

(単位：千円)

項 目	2023年度			2024年度			2025年度			原価算定期間計			備 考	
	消費量	単 価	金 額											
	10 ³ kl(10 ³ t, 10 ⁶ Nm ³)	円/kl(円/t, 円/10 ³ Nm ³)	千円	10 ³ kl(10 ³ t, 10 ⁶ Nm ³)	円/kl(円/t, 円/10 ³ Nm ³)	千円	10 ³ kl(10 ³ t, 10 ⁶ Nm ³)	円/kl(円/t, 円/10 ³ Nm ³)	千円	10 ³ kl(10 ³ t, 10 ⁶ Nm ³)	円/kl(円/t, 円/10 ³ Nm ³)	千円		
火力燃料費	火力発電電力量 (発電端10 ⁶ kWh)	5,486	—	—	5,470	—	—	5,500	—	—	16,456	—	—	火力燃料費小計は、送配電に関連する離島燃料費及び本島持替増分費用(燃料費相当分)を加算して算定 2023～7年度合計 離島燃料費 51,200,132千円 本島持替増分費用 11,040,719千円 (2023年度) 離島燃料費 16,702,627千円 本島持替増分費用 3,299,828千円 (2024年度) 離島燃料費 17,110,604千円 本島持替増分費用 4,311,562千円 (2025年度) 離島燃料費 17,386,901千円 本島持替増分費用 3,429,329千円
	火力燃料重油換算消費量 (発電端10 ³ kl)	1,153	—	—	1,108	—	—	1,117	—	—	3,378	—	—	
	石炭費(10 ³ t,円/t)	1,496	47,838	71,564,979	1,262	47,958	60,522,669	1,292	47,909	61,899,002	4,050	47,898	193,986,650	
	燃料油費(10 ³ kl,円/kl)	3	94,771	284,314	3	98,733	296,200	3	95,436	286,308	9	96,314	866,822	
	ガス費(10 ³ t,円/t)	224	128,727	28,834,800	283	115,311	32,633,000	277	114,173	31,625,943	784	118,742	93,093,743	
	歴青質混合物質	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	助燃費(10 ³ kl,円/kl)	5	106,896	534,482	5	114,347	571,736	5	126,296	631,482	15	115,847	1,737,700	
	蒸気料	0	1,856	31,188	0	1,856	31,188	0	1,856	31,188	0	1,856	93,564	
	運搬費(円/t)	—	—	535,020	—	—	535,020	—	—	535,020	—	—	1,605,060	
小計(重油換算)	1,153	105,626	121,787,238	1,108	104,704	116,011,979	1,117	103,693	115,825,173	3,378	104,685	353,624,390		
核燃料費	原子力発電電力量 (発電端10 ⁶ kWh)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	核燃料減損額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	核燃料減損修正損 (又は核燃料減損修正益 (貸方))	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	濃縮関連費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
小計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
新エネルギー等燃料費	燃料費算定に必要な新エネルギー等発電電力量 (発電端10 ⁶ kWh)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	新エネルギー等燃料重油換算消費量 (10 ³ kl)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	バイオマス燃料費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	廃棄物燃料費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	助燃費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	蒸気料	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	運搬費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
小計(重油換算)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
合 計	1,153	105,626	121,787,238	1,108	104,704	116,011,979	1,117	103,693	115,825,173	3,378	104,685	353,624,390		

[消耗品費]

(単位：千円)

項目	至近実績				2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
	2019年度	2020年度	2021年度	平均						
潤滑油脂費	164,179	151,526	156,803	157,503	183,185	169,237	182,066	187,520	538,823	
雑消耗品費	749,173	664,318	579,283	664,258	875,804	750,397	757,041	706,159	2,213,597	
合計	913,352	815,844	736,086	821,761	1,058,989	919,634	939,107	893,679	2,752,420	

[補償費]

(単位：千円)

項目	至近実績				2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
	2019年度	2020年度	2021年度	平均						
定期的補償費	324,475	322,753	297,566	314,931	283,302	320,598	320,598	320,598	961,794	
臨時的補償費	-	-	5,832	5,832	497	-	-	-	-	
損害賠償費	7,009	3,691	68,776	26,492	3,833	12,097	12,097	12,097	36,291	
合計	331,484	326,445	372,175	343,368	287,632	332,695	332,695	332,695	998,085	

[賃借料]

(単位：千円)

項目	至近実績				2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
	2019年度	2020年度	2021年度	平均						
借地借家料	1,782,961	1,745,695	1,747,318	1,758,658	1,877,420	2,155,968	2,153,528	2,153,423	6,462,919	
道路占用料	201,087	202,767	223,347	209,067	229,033	199,883	199,883	199,883	599,649	
水面使用料	18,418	18,445	18,658	18,507	18,874	18,432	18,432	18,432	55,296	
線路使用料	87,892	49,227	67,123	68,081	40,851	71,700	71,700	71,700	215,100	
設備賃借料	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
電柱敷地料	269,651	274,845	302,100	282,199	276,411	277,214	277,214	277,214	831,642	
線下補償料	720,010	739,528	741,927	733,822	748,301	722,612	722,612	722,612	2,167,836	
機械賃借料	262,817	68,278	4,465	111,853	6,705	5,102	5,102	5,102	15,306	
雑賃借料	290,914	321,551	319,486	310,650	356,041	357,625	357,318	357,173	1,072,116	
合計	3,633,750	3,420,336	3,424,424	3,492,837	3,553,636	3,808,536	3,805,789	3,805,539	11,419,864	

[委託費]

(単位：千円)

項目	至近実績				2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
	2019年度	2020年度	2021年度	平均						
委託運転費	2,452,096	2,549,809	2,554,930	2,518,945	2,593,145	2,781,924	2,880,341	2,901,647	8,563,912	
雑委託費	5,206,397	5,515,107	5,541,632	5,421,045	6,096,366	6,603,623	5,980,288	5,899,545	18,483,456	
合計	7,658,494	8,064,917	8,096,562	7,939,991	8,689,511	9,385,547	8,860,629	8,801,192	27,047,368	

[損害保険料]

(単位：千円)

項目	至近実績				2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
	2019年度	2020年度	2021年度	平均						
水力関係	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
火力関係	10,992	11,422	11,784	11,399	11,319	11,529	11,459	11,438	34,426	
原子力関係	法定保険料	-	-	-	-	-	-	-	-	
	その他保険料	-	-	-	-	-	-	-	-	
新エネルギー等関係	233	316	283	277	275	250	250	250	750	
その他	18,417	18,595	17,295	18,102	17,974	16,788	16,378	16,241	49,407	
合計	29,642	30,333	29,362	29,779	29,568	28,567	28,087	27,929	84,583	

[原子力損害賠償資金補助法一般負担金]

(単位：千円)

項目	至近実績				2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
	2019年度	2020年度	2021年度	平均						
原子力損害賠償資金補助法一般負担金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

[原賠・廃炉等支援機構一般負担金]

(単位：千円)

項目	至近実績				2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
	2019年度	2020年度	2021年度	平均						
原賠・廃炉等支援機構一般負担金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

[普及開発関係費]

(単位：千円)

項目	至近実績				2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
	2019年度	2020年度	2021年度	平均						
販売関係普及開発関係費	281,849	433,464	376,553	363,955	339,840	3,006	3,006	3,006	9,018	
一般普及開発関係費	191,178	140,842	150,322	160,781	135,921	91,148	91,010	90,937	273,095	
合計	473,028	574,307	526,876	524,737	475,761	94,154	94,016	93,943	282,113	

[養成費]

(単位：千円)

項目	至近実績			2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
	2019年度	2020年度	2021年度						
研修施設運営費	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他養成費	81,477	50,083	39,407	50,024	81,234	80,620	81,080	242,934	
合計	81,477	50,083	39,407	50,024	81,234	80,620	81,080	242,934	

[研究費]

(単位：千円)

項目	至近実績				2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
	2019年度	2020年度	2021年度	平均						
社内研究費	18,717	22,040	35,856	25,538	11,502	11,724	11,548	19,845	43,117	
委託研究費	231,461	219,210	212,293	220,988	215,752	208,383	208,358	208,358	625,099	
合計	250,179	241,251	248,149	246,526	227,254	220,107	219,906	228,203	668,216	

[共有設備費等分担額、共有設備費等分担額（貸方）]

(単位：千円)

項目	至近実績			2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
	2019年度	2020年度	2021年度						
共有設備費等分担額	(何)	-	-	-	-	-	-	-	
	小計	-	-	-	-	-	-	-	
共有設備費等分担額（貸方）	(何)	-	-	-	-	-	-	-	
	小計	-	-	-	-	-	-	-	
合計	-	-	-	-	-	-	-	-	

(記載注意)

(何) の欄には、共有設備について種類別に整理すること。

[開発費、開発費償却]

(単位：千円)

項目	至近実績			2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
	2019年度	2020年度	2021年度						
開発費	-	-	-	-	-	-	-	-	
開発費償却	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	-	-	-	-	-	-	-	-	

[電力費振替勘定(貸方)]

(単位：千円)

項目	至近実績			2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
	2019年度	2020年度	2021年度						
建設工事用	-	-	-	▲12,848	▲4,808	-	-	▲4,808	
附帯事業用	▲640	▲552	▲639	-	▲556	▲556	▲556	▲1,668	
合計	▲640	▲552	▲639	▲12,848	▲5,364	▲556	▲556	▲6,476	

[株式交付費、社債発行費]

(単位：千円)

項目	至近実績			2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
	2019年度	2020年度	2021年度						
株式交付費	-	-	-	-	-	-	-	-	
社債発行費	33,577	33,585	44,194	290,363	35,756	35,756	35,756	107,268	
合計	33,577	33,585	44,194	290,363	35,756	35,756	35,756	107,268	

(4) 第3条第2項第4号関係
 [修繕費]

(単位：千円)

項目		2019年度	2020年度	2021年度	平均修繕 費率(%)	2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計		備考
										平均修繕 費率(%)	平均修繕 費率(%)	
水力発電設備	平均帳簿原価	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	普通修繕費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
火力発電設備	平均帳簿原価	471,740,829	473,726,050	479,786,331	2.30%	481,916,374	493,837,703	504,943,535	502,441,793	1,501,223,031	2.41%	
	普通修繕費	11,364,025	11,145,493	10,301,369		11,507,666	12,617,646	12,297,730	11,231,354	36,146,730		
原子力発電設備	平均帳簿原価	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	普通修繕費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
新エネルギー等 発電設備	平均帳簿原価	2,345,934	2,347,429	2,346,226	2.59%	2,341,159	2,338,597	2,336,025	2,333,414	7,008,036	2.63%	
	普通修繕費	57,718	74,290	50,054		82,074	61,401	61,401	61,401	184,203		
送電設備	平均帳簿原価	174,517,070	178,892,975	184,091,756	0.26%	189,382,849	195,811,813	201,012,505	204,308,258	601,132,576	0.25%	
	普通修繕費	482,822 ()	438,155 ()	465,734 ()		526,125 ()	493,363 ()	516,596 ()	498,470 ()	1,508,429 ()		
変電設備	平均帳簿原価	115,334,130	118,337,230	122,761,341	0.43%	126,304,102	130,197,467	135,547,092	139,225,809	404,970,368	0.37%	
	普通修繕費	563,752	493,204	469,034		567,100	492,682	507,069	503,179	1,502,930		
配電設備	平均帳簿原価	191,511,226	196,088,986	200,853,501	3.16%	205,986,637	212,640,644	218,708,514	224,778,891	656,128,049	3.25%	
	普通修繕費	6,087,008 (3,830,224)	6,152,775 (3,883,018)	6,361,194 (4,382,194)		5,680,638 (3,505,808)	7,020,201 (4,656,583)	6,937,946 (4,618,935)	7,347,372 (5,028,350)	21,305,519 (14,303,868)		
業務設備	平均帳簿原価	35,912,587	34,782,227	34,590,819	0.46%	33,504,290	33,477,448	33,732,428	34,328,802	101,538,678	0.57%	
	普通修繕費	212,866 ()	140,660 ()	128,175 ()		332,819 ()	137,919 ()	296,783 ()	142,678 ()	577,380 ()		
合計	平均帳簿原価	991,361,776	1,004,174,897	1,024,429,974	1.82%	1,039,435,411	1,068,303,672	1,096,280,099	1,107,416,967	3,272,000,738	1.87%	
	普通修繕費	18,768,191	18,444,577	17,775,560		18,696,422	20,823,212	20,617,525	19,784,454	61,225,191		

(記載注意)

送電設備、配電設備及び業務設備の普通修繕費の()内には、取替修繕費を内数として記載すること。

(5)第3条第2項第5号関係
[水利使用料]

(単位：千円)

項目	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
水利使用料	-	-	-	-	

(6)第3条第2項第6号関係
[減価償却費]

(単位：千円)

項目	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
水力発電設備	普通償却費	-	-	-	-
	特別償却費	-	-	-	-
	試運転償却費	-	-	-	-
火力発電設備	普通償却費	10,584,589	11,845,422	11,650,442	34,080,453
	特別償却費	-	-	-	-
	試運転償却費	-	-	-	-
原子力発電設備	普通償却費	-	-	-	-
	特別償却費	-	-	-	-
	試運転償却費	-	-	-	-
新エネルギー等発電設備	普通償却費	35,378	35,476	36,101	106,956
	特別償却費	-	-	-	-
	試運転償却費	-	-	-	-
送電設備	普通償却費	3,257,678	3,462,575	3,636,838	10,357,091
	特別償却費	-	-	-	-
変電設備	普通償却費	2,455,265	2,775,591	2,958,276	8,189,132
	特別償却費	-	-	-	-
配電設備	普通償却費	2,906,717	3,085,559	3,294,300	9,286,576
	特別償却費	-	-	-	-
業務設備	普通償却費	1,115,908	1,216,427	926,441	3,258,776
	特別償却費	-	-	-	-
合計	普通償却費	20,355,536	22,421,050	22,502,399	65,278,985
	特別償却費	-	-	-	-
	試運転償却費	-	-	-	-

(7)第3条第2項第7号関係

[固定資産税、雑税、電源開発促進税及び事業税]

(単位：千円)

項目	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
固定資産税	2,546,667	2,663,668	2,737,030	7,947,365	
雑税	99,087	98,917	98,360	296,364	
電源開発促進税	2,954,372	2,963,589	2,980,957	8,898,918	
事業税	2,437,825	2,431,190	2,426,092	7,295,107	
合計	8,037,951	8,157,364	8,242,439	24,437,754	

(8) 第3条第2項第8号関係

[他社購入電源費、非化石証書購入費]

(単位：千円)

項 目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備 考
他社購入電力料	他社購入電源費	52,559,307	53,165,034	53,638,309	159,362,650	
	料金計	(13,743,523)	(13,851,916)	(13,975,409)	(41,570,848)	
	他社購入電源費及び他社購入送電費に係る電力量(10 ⁶ kWh)	1,970	1,969	1,966	5,905	
	非化石証書購入費	36,900	40,692	41,882	119,474	
	料金計					
	非化石証書購入費に係る電力量(10 ⁶ kWh)	61	68	70	199	

(記載注意)

他社購入電源費の()内には、新エネルギー等電源費に係る費用を内数として記載すること。

(9) 第3条第2項第9号関係

[建設分担関連費振替額(貸方)、附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)]

(単位：千円)

項 目	至近実績				2022年度 (実績見込 み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備 考
	2019年度	2020年度	2021年度	平均振替率(%)						
建設分担関連費振替額(貸方)	総工事資金	1,730,299	708,686	2,957,058	0.30%	16,616,330	7,029,750	9,147,340	12,083,091	28,260,181
	振替額	▲5,190	▲2,126	▲8,871		▲48,889	▲21,026	▲27,360	▲36,141	▲84,527
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	附帯事業営業費用	2,359,425	1,792,171	1,922,048	2.68%	3,294,490	3,375,731	4,238,718	4,592,945	12,207,394
	振替額	▲52,961	▲56,086	▲53,847		▲56,582	▲62,384	▲63,969	▲59,087	▲185,440

(10) 第3条第2項第10号関係

[株式交付費償却、社債発行費償却]

(単位：千円)

項 目	対象交付(発行)費用	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備 考
株式交付費償却	-	-	-	-	-	-
社債発行費償却	-	-	-	-	-	-
合計	-	-	-	-	-	-

(11) 第3条第2項第11号関係

[法人税等]

(単位：千円)

項 目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備 考
法人税等	法人税	1,133,944	1,133,944	1,133,944	3,401,832	
	法人税割	95,930	95,930	95,930	287,790	
合 計		1,229,874	1,229,874	1,229,874	3,689,622	

第2表

事業報酬明細表						(単位：千円)	
(第4条第2項第1号、同条第3項第1号関係)							
項目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考	
電気事業報酬	特定固定資産	308,828,479	335,463,599	332,844,029	977,136,107	レートベースより任意積立金の一部を控除している	
	建設中の資産	17,415,558	10,144,960	12,217,146	39,777,664		
	使用済燃料再処理関連加工仮勘定	-	-	-	-		
	核燃料資産	-	-	-	-		
	特定投資	-	-	-	-		
	運転資本	営業資本	27,397,644	26,496,350	26,150,243		80,044,237
		貯蔵品	15,774,474	15,068,328	15,060,746		45,903,548
		小計	43,172,118	41,564,678	41,210,989		125,947,785
	繰延償却資産	-	-	-	-		
	合計	363,416,155	381,173,237	380,272,164	1,124,861,556		
報酬率(%)	2.7	2.7	2.7	2.7			
電気事業報酬額	9,812,236	10,291,677	10,267,349	30,371,262			

第3表

一般送配電事業等に係る事業報酬明細表						(単位：千円)	
(第4条第2項第2号関係)							
項目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考	
電気事業報酬	特定固定資産	235,769,911	256,104,045	254,104,179	745,978,135		
	建設中の資産	14,357,617	8,363,640	10,071,977	32,793,234		
	特定投資	-	-	-	-		
	運転資本	営業資本	7,644,466	7,392,987	7,296,417		22,333,870
		貯蔵品	4,770,307	4,556,764	4,554,471		13,881,542
		小計	12,414,773	11,949,751	11,850,888		36,215,412
	繰延償却資産	-	-	-	-		
	合計	258,819,352	271,465,671	270,823,941	801,108,964		
	報酬率(%)	1.5	1.5	1.5	1.5		
	電気事業報酬額	3,882,290	4,071,985	4,062,359	12,016,634		

第4表

事業報酬明細表						(単位：千円)	
(第4条第3項第3号のうち事業者のレートベースの額)							
項目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考	
電気事業報酬	特定固定資産	-	-	-	-		
	建設中の資産	-	-	-	-		
	使用済燃料再処理関連加工仮勘定	-	-	-	-		
	核燃料資産	-	-	-	-		
	特定投資	-	-	-	-		
	運転資本	営業資本	-	-	-		-
		貯蔵品	-	-	-		-
		小計	-	-	-		-
	繰延償却資産	-	-	-	-		
	合計	-	-	-	-		

《項目別明細表》
(1)第4条第4項關係
〔特定固定資産〕

(単位：千円)

項 目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
水力発電設備	期首					
	帳簿原価	-	-	-	-	
	工事費負担金等	-	-	-	-	
	減価償却累計額	-	-	-	-	
	差引帳簿価額	-	-	-	-	
	期中					
	帳簿原価増加額	-	-	-	-	
	工事費負担金等増加額	-	-	-	-	
	減価償却累計額増加額	-	-	-	-	
	帳簿原価減少額	-	-	-	-	
	工事費負担金等減少額	-	-	-	-	
	減価償却累計額減少額	-	-	-	-	
	期末					
	帳簿原価	-	-	-	-	
工事費負担金等	-	-	-	-		
減価償却累計額	-	-	-	-		
差引帳簿価額	-	-	-	-		
平均帳簿価額	-	-	-	-		
火力発電設備	期首					
	帳簿原価	449,725,152	474,283,993	471,074,512	1,395,083,657	
	工事費負担金等	16,209,460	15,874,902	15,816,263	47,900,625	
	減価償却累計額	346,215,535	343,221,267	346,852,306	1,036,289,108	
	差引帳簿価額	87,300,157	115,187,824	108,405,942	310,893,923	
	期中					
	帳簿原価増加額	37,471,772	4,624,023	859,701	42,955,496	
	工事費負担金等増加額	-	-	-	-	
	減価償却累計額増加額	8,919,876	10,334,037	10,353,716	29,607,629	
	帳簿原価減少額	12,912,931	7,833,504	3,516,009	24,262,444	
	工事費負担金等減少額	334,558	58,638	15,283	408,479	
	減価償却累計額減少額	11,914,144	6,702,997	3,271,618	21,888,759	
	期末					
	帳簿原価	474,283,993	471,074,512	468,418,203	1,413,776,708	
工事費負担金等	15,874,902	15,816,263	15,800,981	47,492,146		
減価償却累計額	343,221,267	346,852,306	353,934,404	1,044,007,977		
差引帳簿価額	115,187,824	108,405,942	98,682,819	322,276,585		
平均帳簿価額	98,988,776	112,449,259	103,772,108	315,210,143		

(単位：千円)

項 目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
原子力発電設備	期首	帳簿原価	-	-	-	-
	残高	工事費負担金等	-	-	-	-
		減価償却累計額	-	-	-	-
		差引帳簿価額	-	-	-	-
		帳簿原価増加額	-	-	-	-
	期中増減額	工事費負担金等増加額	-	-	-	-
		減価償却累計額増加額	-	-	-	-
		帳簿原価減少額	-	-	-	-
		工事費負担金等減少額	-	-	-	-
	期末残高	減価償却累計額減少額	-	-	-	-
		帳簿原価	-	-	-	-
		工事費負担金等	-	-	-	-
		差引帳簿価額	-	-	-	-
平均	帳簿価額	-	-	-	-	
新エネルギー等発電設備	期首	帳簿原価	2,338,789	2,338,405	2,333,645	7,010,839
	残高	工事費負担金等	526,307	526,227	518,480	1,571,014
		減価償却累計額	1,559,402	1,594,537	1,606,324	4,760,263
		差引帳簿価額	253,080	217,642	208,841	679,563
		帳簿原価増加額	-	32,557	-	32,557
	期中増減額	工事費負担金等増加額	-	-	-	-
		減価償却累計額増加額	35,378	35,476	36,101	106,955
		帳簿原価減少額	384	37,317	463	38,164
		工事費負担金等減少額	80	7,747	96	7,923
	期末残高	減価償却累計額減少額	244	23,689	294	24,227
		帳簿原価	2,338,405	2,333,645	2,333,182	7,005,232
		工事費負担金等	526,227	518,480	518,384	1,563,091
		差引帳簿価額	1,594,537	1,606,324	1,642,131	4,842,992
平均	帳簿価額	235,361	218,881	190,754	644,996	
送電設備	期首	帳簿原価	192,728,358	198,895,268	203,129,742	594,753,368
	残高	工事費負担金等	5,681,049	5,852,607	6,117,211	17,650,867
		減価償却累計額	126,374,280	128,610,210	130,934,759	385,919,249
		差引帳簿価額	60,673,029	64,432,450	66,077,773	191,183,252
		帳簿原価増加額	7,666,104	5,904,282	4,205,567	17,775,953
	期中増減額	工事費負担金等増加額	246,677	348,271	-	594,948
		減価償却累計額増加額	3,257,678	3,462,575	3,636,838	10,357,091
		帳簿原価減少額	1,499,194	1,669,807	1,848,536	5,017,537
		工事費負担金等減少額	75,119	83,667	92,623	251,409
	期末残高	減価償却累計額減少額	1,021,747	1,138,026	1,259,833	3,419,606
		帳簿原価	198,895,268	203,129,742	205,486,774	607,511,784
		工事費負担金等	5,852,607	6,117,211	6,024,588	17,994,406
		差引帳簿価額	128,610,210	130,934,759	133,311,764	392,856,733
平均	帳簿価額	61,512,408	64,079,852	65,604,541	191,196,801	

(単位：千円)

項 目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考	
変電設備	期首残高	帳簿原価	127,416,229	132,978,704	138,115,480	398,510,413	
		工事費負担金等	2,101,476	2,094,509	2,070,627	6,266,612	
		減価償却累計額	79,903,027	80,007,986	80,365,765	240,276,778	
		差引帳簿価額	45,411,726	50,876,209	55,679,088	151,967,023	
	期中増減額	帳簿原価増加額	8,180,166	7,829,653	3,235,774	19,245,593	
		工事費負担金等増加額	18,431	2,246	-	20,677	
		減価償却累計額増加額	2,455,265	2,775,591	2,958,276	8,189,132	
		帳簿原価減少額	2,617,691	2,692,877	1,015,116	6,325,684	
		工事費負担金等減少額	25,398	26,128	9,849	61,375	
	期末残高	帳簿原価	132,978,704	138,115,480	140,336,138	411,430,322	
		工事費負担金等	2,094,509	2,070,627	2,060,778	6,225,914	
		減価償却累計額	80,007,986	80,365,765	82,412,616	242,786,367	
		差引帳簿価額	50,876,209	55,679,088	55,862,745	162,418,042	
		平均帳簿価額	46,931,136	53,177,423	55,585,787	155,694,346	
配電設備	期首残高	帳簿原価	208,492,134	215,815,544	220,627,872	644,935,550	
		工事費負担金等	4,424,278	4,476,754	4,560,067	13,461,099	
		減価償却累計額	113,137,024	114,922,743	117,123,283	345,183,050	
		差引帳簿価額	90,930,832	96,416,047	98,944,522	286,291,401	
	期中増減額	帳簿原価増加額	9,053,584	6,216,908	8,892,053	24,162,545	
		工事費負担金等増加額	78,631	104,546	78,573	261,750	
		減価償却累計額増加額	2,861,369	3,073,768	3,289,980	9,225,117	
		帳簿原価減少額	1,730,174	1,404,580	1,563,626	4,698,380	
		工事費負担金等減少額	26,155	21,233	23,638	71,026	
	期末残高	帳簿原価	215,815,544	220,627,872	227,956,299	664,399,715	
		工事費負担金等	4,476,754	4,560,067	4,615,001	13,651,822	
		減価償却累計額	114,922,743	117,123,283	119,441,156	351,487,182	
		差引帳簿価額	96,416,047	98,944,522	103,900,142	299,260,711	
		平均帳簿価額	92,549,421	97,389,695	100,200,325	290,139,441	
業務設備	期首残高	帳簿原価	32,727,322	32,483,259	33,070,517	98,281,098	原価算定において、 これまで受けてきた 産業イノベーション 制度に係る法人税 控除額相当を、特定 固定資産の合計額 から控除している ため、平均帳簿価額 の合計とレートベー スの金額は一致しな い。 控除額 2023 (5,049,389千円) 2024 (5,349,389千円) 2025 (5,621,989千円)
		工事費負担金等	5,399,708	5,346,489	5,208,291	15,954,488	
		減価償却累計額	13,170,114	13,919,151	14,378,588	41,467,853	
		差引帳簿価額	14,157,499	13,217,619	13,483,637	40,858,755	
	期中増減額	帳簿原価増加額	96,961	1,472,832	368,921	1,938,714	
		工事費負担金等増加額	-	-	-	-	
		減価償却累計額増加額	994,527	1,096,925	829,426	2,920,878	
		帳簿原価減少額	341,024	885,574	346,520	1,573,118	
		工事費負担金等減少額	53,219	138,198	54,076	245,493	
	期末残高	帳簿原価	32,483,259	33,070,517	33,092,918	98,646,694	
		工事費負担金等	5,346,489	5,208,291	5,154,215	15,708,995	
		減価償却累計額	13,919,151	14,378,588	14,958,568	43,256,307	
		差引帳簿価額	13,217,619	13,483,637	12,980,134	39,681,390	
		平均帳簿価額	13,660,766	13,497,878	13,112,502	40,271,146	
レートベース		308,828,479	335,463,599	332,844,029	977,136,107		

[建設中の資産]

(単位：千円)

項目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
水力発電設備	期首帳簿価額	-	-	-	-	
	期中増加額	-	-	-	-	
	期中減少額	-	-	-	-	
	期末帳簿価額	-	-	-	-	
	平均帳簿価額	-	-	-	-	
火力発電設備	期首帳簿価額	17,159,033	1,693,339	2,536,957	21,389,329	
	期中増加額	21,872,970	5,473,274	5,483,572	32,829,816	
	期中減少額	37,338,664	4,629,656	860,939	42,829,259	
	期末帳簿価額	1,693,339	2,536,957	7,159,590	11,389,886	
	平均帳簿価額	16,801,684	2,907,501	4,946,733	24,655,918	
原子力発電設備	期首帳簿価額	-	-	-	-	
	期中増加額	-	-	-	-	
	期中減少額	-	-	-	-	
	期末帳簿価額	-	-	-	-	
	平均帳簿価額	-	-	-	-	
新エネルギー等発電設備	期首帳簿価額	-	332	-	332	
	期中増加額	332	32,225	400	32,957	
	期中減少額	-	32,557	-	32,557	
	期末帳簿価額	332	-	400	732	
	平均帳簿価額	166	5,482	50	5,698	
送電設備	期首帳簿価額	6,834,508	6,166,622	7,814,110	20,815,240	
	期中増加額	6,760,434	7,204,410	8,301,725	22,266,569	
	期中減少額	7,428,320	5,556,922	4,206,257	17,191,499	
	期末帳簿価額	6,166,622	7,814,110	11,909,578	25,890,310	
	平均帳簿価額	8,104,408	8,593,856	10,811,685	27,509,949	
変電設備	期首帳簿価額	1,135,491	649,382	736,344	2,521,217	
	期中増加額	7,630,395	7,914,370	2,966,442	18,511,207	
	期中減少額	8,116,504	7,827,408	3,235,774	19,179,686	
	期末帳簿価額	649,382	736,344	467,012	1,852,738	
	平均帳簿価額	3,329,552	2,667,297	1,398,696	7,395,545	
配電設備	期首帳簿価額	3,892,117	3,759,828	4,814,744	12,466,689	
	期中増加額	8,846,417	7,169,334	8,001,355	24,017,106	
	期中減少額	8,978,706	6,114,418	9,774,666	24,867,790	
	期末帳簿価額	3,759,828	4,814,744	3,041,433	11,616,005	
	平均帳簿価額	6,154,515	5,680,860	6,910,363	18,745,738	
業務設備	期首帳簿価額	249,166	519,965	2,136	771,267	
	期中増加額	409,304	1,082,716	831,556	2,323,576	
	期中減少額	138,505	1,600,545	826,790	2,565,840	
	期末帳簿価額	519,965	2,136	6,902	529,003	
	平均帳簿価額	440,790	434,922	366,762	1,242,474	
レートベース	17,415,558	10,144,960	12,217,146	39,777,664		

[使用済燃料再処理関連加工仮勘定]

(単位：千円)

項 目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
使用済燃料 再処理関連 加工仮勘定	期首帳簿価額	-	-	-	-	
	期中増加額	-	-	-	-	
	期末帳簿価額	-	-	-	-	
	平均帳簿価額	-	-	-	-	
レートベース		-	-	-	-	

[核燃料資産]

(単位：千円)

項 目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
装荷以前の 核燃料資産	期首帳簿価額	-	-	-	-	
	期中増加額	-	-	-	-	
	期中減少額	-	-	-	-	
	期末帳簿価額	-	-	-	-	
	平均帳簿価額	-	-	-	-	
再処理関係 核燃料資産	期首帳簿価額	-	-	-	-	
	期中増加額	-	-	-	-	
	期中減少額	-	-	-	-	
	期末帳簿価額	-	-	-	-	
	平均帳簿価額	-	-	-	-	
レートベース		-	-	-	-	

[特定投資]

(単位：千円)

項 目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
(何)	期首帳簿価額	-	-	-	-	
	期中増加額	-	-	-	-	
	期末帳簿価額	-	-	-	-	
	平均帳簿価額	-	-	-	-	
レートベース		-	-	-	-	

(記載注意)

(何) の欄には、長期投資について投資先ごとに整理すること。

[運転資本（営業資本）]

(単位：千円)

項目	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
役員給与	239,380	239,380	239,380	718,140	
給料手当	10,656,550	11,012,255	11,450,130	33,118,935	
給料手当振替額（貸方）	▲251,814	▲260,219	▲270,566	▲782,599	
退職給与金	1,243,821	1,187,156	1,156,208	3,587,185	
厚生費	1,846,557	1,902,149	1,970,983	5,719,689	
委託検針費	144,243	145,377	—	289,620	
委託集金費	342,787	340,554	—	683,341	
雑給	544,155	568,767	598,302	1,711,224	
燃料費	121,787,238	116,011,979	115,825,173	353,624,390	
使用済燃料再処理費等拠出金発電費	—	—	—	—	
廃棄物処理費	2,578,185	2,415,618	2,472,884	7,466,687	
特定放射性廃棄物処分費	—	—	—	—	
消耗品費	919,634	939,107	893,679	2,752,420	
修繕費	20,823,212	20,617,525	19,784,454	61,225,191	
水利使用料	—	—	—	—	
補償費	332,695	332,695	332,695	998,085	
賃借料	3,808,536	3,805,789	3,805,539	11,419,864	
委託費	9,385,547	8,860,629	8,801,192	27,047,368	
損害保険料	28,567	28,087	27,929	84,583	
原子力損害賠償資金補助法一般負担金	—	—	—	—	
原賠・廃炉等支援機構一般負担金	—	—	—	—	
普及開発関係費	94,154	94,016	93,943	282,113	
養成費	81,234	80,620	81,080	242,934	
研究費	220,107	219,906	228,203	668,216	
諸費	1,676,342	1,787,452	1,801,672	5,265,466	
貸倒損	78,418	78,418	78,418	235,254	
減価償却費	1,597,245	1,506,062	1,398,061	4,501,368	
固定資産除却費	2,653,477	1,774,996	1,253,746	5,682,219	
共有設備費等分担額	—	—	—	—	
共有設備費等分担額（貸方）	—	—	—	—	
他社購入電源費	52,559,307	53,165,034	53,638,309	159,362,650	
非化石証書購入費	36,900	40,692	41,882	119,474	
建設分担関連費振替額（貸方）	▲21,026	▲27,360	▲36,141	▲84,527	
附帯事業分担関連費振替額（貸方）	▲62,384	▲63,969	▲59,087	▲185,440	
開発費	—	—	—	—	
電力費振替勘定（貸方）	▲5,364	▲556	▲556	▲6,476	
株式交付費	—	—	—	—	
社債発行費	35,756	35,756	35,756	107,268	
小計	233,373,459	226,837,915	225,643,268	685,854,642	
控除収益項目					
他社販売電源料	12,188,968	13,463,405	14,761,711	40,414,084	
託送収益	—	—	—	—	
電気事業雑収益	2,003,340	1,403,711	1,679,615	5,086,666	
預金利息	—	—	—	—	
賠償負担金相当収益	—	—	—	—	
廃炉円滑化負担金相当収益	—	—	—	—	
小計	14,192,308	14,867,116	16,441,326	45,500,750	
合計	219,181,151	211,970,799	209,201,942	640,353,892	
レートベース	27,397,644	26,496,350	26,150,243	80,044,237	

(記載注意)

(何)の欄には、営業費項目及び控除収益項目についてそれぞれ期間原価等項目ごとに整理すること。

[運転資本（貯蔵品）]

(単位：千円)

項目		2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考	
火力燃料貯蔵品	燃料油費	消費金額	818,675	867,816	917,671	2,604,162	運転資本における火力燃料貯蔵品の算定において、送配電に関連する離島燃料費及び本島持替増分費用（燃料費相当分）を加算して算定 2023～2025年度合計 離島燃料費 51,200,132千円 本島持替増分費用 11,040,719千円 (2023年度) 離島燃料費 16,702,627千円 本島持替増分費用 3,299,828千円 (2024年度) 離島燃料費 17,110,604千円 本島持替増分費用 4,311,562千円 (2025年度) 離島燃料費 17,386,901千円 本島持替増分費用 3,429,329千円
		平均月数	1.5	1.5	1.5	1.5	
		計	102,334	108,477	114,709	325,520	
	石炭費	消費金額	71,183,729	60,141,419	61,517,752	192,842,900	
		平均月数	1.5	1.5	1.5	1.5	
		計	8,897,965	7,517,676	7,689,718	24,105,363	
	ガス費	消費金額	28,834,800	32,633,000	31,625,943	93,093,743	
		平均月数	1.5	1.5	1.5	1.5	
		計	3,604,350	4,079,124	3,953,243	11,636,718	
	バイオ燃料費	消費金額	381,250	381,250	381,250	1,143,750	
		平均月数	1.5	1.5	1.5	1.5	
		計	47,656	47,656	47,656	142,969	
	運炭費	消費金額	535,020	535,020	535,020	1,605,060	
		平均月数	1.5	1.5	1.5	1.5	
計		66,878	66,878	66,878	200,633		
助燃費	消費金額	31,308	31,308	31,308	93,924		
	平均月数	1.5	1.5	1.5	1.5		
	計	3,914	3,914	3,914	11,741		
小計		15,223,404	14,501,497	14,478,147	44,203,048		
新エネルギー等貯蔵品	-	消費金額	-	-	-	-	
		平均月数	-	-	-	-	
		計	-	-	-	-	
	小計		-	-	-	-	
その他貯蔵品	配電平均帳簿原価	212,153,838	218,221,707	224,292,085	654,667,630		
	一般貯蔵品払出率	0.021%	0.021%	0.021%	0.002%		
	一般貯蔵品在庫率	-	-	-	-		
	小計	551,070	566,831	582,599	1,700,500		
合計		15,774,474	15,068,328	15,060,746	45,903,548		
レートベース		15,774,474	15,068,328	15,060,746	45,903,548		

(記載注意)

(何) の欄には、火力燃料貯蔵品及び新エネルギー等貯蔵品について燃料種別ごとに整理すること。

[繰延償却資産]

(単位：千円)

項目	年度	原価算定期間計	備考
株式交付費	期首帳簿価額	—	—
	増加額	—	—
	償却額	—	—
	期末帳簿価額	—	—
	平均帳簿価額	—	—
社債発行費	期首帳簿価額	—	—
	増加額	—	—
	償却額	—	—
	期末帳簿価額	—	—
	平均帳簿価額	—	—
開発費	期首帳簿価額	—	—
	増加額	—	—
	償却額	—	—
	期末帳簿価額	—	—
	平均帳簿価額	—	—
レートベース	—	—	—

(2) 第4条第5項関係

[報酬率]

(単位：%)

項目	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	適用率	備考
自己資本報酬率	全てのみなし小売電気事業者たる法人を除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する値	9.72	9.06	9.67	10.71	10.43	9.21	7.60	—	7.53
	国債、地方債等公社債の利回りの実績率	0.52	0.37	0.04	0.14	0.14	0.00	0.09	—	
他人資本報酬率	全てのみなし小売電気事業者たる法人の有利子負債額の実績額に応じて当該有利子負債額の実績額に係る利率の実績率を加重平均して算定した率	—	—	—	—	—	—	0.65	0.65	0.65
事業報酬率									2.7	

(3) 第4条第6項関係

[一般送配電事業の報酬率]

(単位：%)

項目	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	適用率	備考	
自己資本報酬率	全ての一般送配電事業者たる法人を除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する値	9.72	9.06	9.67	10.71	10.43	9.21	7.60	4.00	
	国債、地方債等公社債の利回りの実績率	0.52	0.37	0.04	0.14	0.14	0.00	0.09		
他人資本報酬率	直近の一定期間における国債、地方債等公社債の利回りの実績率に、過去の一定期間における全ての一般送配電事業者たる法人の有利子負債額の実績額に応じて当該有利子負債額の実績額に係る利率の実績率から当該期間における国債、地方債等公社債の利回りの実績率を控除して得た率を加重平均して算定した率を加えて得た率							0.41	0.41	
事業報酬率									1.5	

(記載注意)

- ・ 報酬率の算定期間に応じて年度別の欄を設け記載すること。
- ・ 項目別明細表のうち、第4条第4項関係については、第4条第2項第1号又は同条第3項第1号関係、同条第2項第2号関係、同条第3項第3号のうち事業者のレートベースの額に係るものの別に作成すること。

第5表

控除収益明細表

(単位：千円)

項目	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
他社販売電源料	12,188,968	13,463,405	14,761,711	40,414,084	
託送収益	0	0	0	0	
電気事業雑収益	2,003,340	1,403,711	1,679,615	5,086,666	
預金利息					
賠償負担金相当収益	0	0	0	0	
廃炉円滑化負担金相当収益	0	0	0	0	
合計	14,192,308	14,867,116	16,441,326	45,500,750	

《項目別明細表》

(1) 第5条第2項関係

[他社販売電源料]

(単位：千円)

項目			2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
他社販売電力料	他社販売電源料	料金計	12,188,968	13,463,405	14,761,711	40,414,084	
		電力量(10 ⁶ kWh)	507	561	617	1,685	

[託送収益]

(単位：千円)

項目	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
その他託送収益	0	0	0	0	

[電気事業雑収益]

(単位：千円)

項目	至近実績				2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
	2019年度	2020年度	2021年度	平均						
契約超過金	25,585	43,469	42,275	37,110	30,957	40,282	40,282	40,282	120,846	※雑口には、社内取引▲600,708千円を含む
違約金	0	0	529	176	3,053	0	0	0	0	
諸貸付料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
受託運転益	1,320	1,320	1,320	1,320	1,320	1,320	1,320	1,320	3,960	
器具販売益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
受託工事益	8,785	8,736	15,245	10,922	3,226	0	0	0	0	
広告料	83	73	233	130	83	77	77	77	231	
供給雑収	220,970	194,459	557,060	324,163	515,237	210,179	210,179	210,179	630,537	
雑口	1,198,199	2,284,821	1,562,724	1,681,915	1,292,046	1,751,482	1,151,853	1,427,757	4,331,092	
合計	1,454,942	2,532,878	2,179,386	2,055,735	1,845,922	2,003,340	1,403,711	1,679,615	5,086,666	

[預金利息]

(単位：千円)

項目	至近実績				適用金利 (%)	2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
	2019年度	2020年度	2021年度	平均残高率 (%)							
合計	0	0	0		0.001	0	0	0	0	0	
電灯・電力料収入											

(記載注意)

(何)の欄には、預金について種類ごとに記載すること。

[賠償負担金相当収益]

(単位：千円)

項目	至近実績				2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
	2023年度	2024年度	2025年度	平均						
賠償負担金相当収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

[廃炉円滑化負担金相当収益]

(単位：千円)

項目	至近実績				2022年度 (実績見込み)	2023年度	2024年度	2025年度	原価算定期間計	備考
	2023年度	2024年度	2025年度	平均						
廃炉円滑化負担金相当収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

注 様式第1の注1から3までと同様とすること。

様式第3（第6条第3項、第20条第3項関係）

部門整理表（1）

（単位：千円）

	水力 発電費			火力 発電費			原子力 発電費		
	計	固 有	一 般	計	固 有	一 般	計	固 有	一 般
役員給与	—	—	—	277,985	—	277,985	—	—	—
給料手当	—	—	—	12,873,270	9,415,713	3,457,557	—	—	—
給料手当振替額（貸方）	—	—	—	▲148,227	▲114,964	▲33,263	—	—	—
退職給与金	—	—	—	1,388,564	—	1,388,564	—	—	—
厚生費	—	—	—	2,223,232	1,626,107	597,125	—	—	—
委託検針費	—	—	—	—	—	—	—	—	—
委託集金費	—	—	—	—	—	—	—	—	—
雑給	—	—	—	652,226	325,431	326,795	—	—	—
燃料費	—	—	—	353,624,390	353,624,390	—	—	—	—
使用済燃料再処理等拠出金発電費	—	—	—	—	—	—	—	—	—
廃棄物処理費	—	—	—	7,466,687	7,466,687	—	—	—	—
特定放射性廃棄物処分費	—	—	—	—	—	—	—	—	—
消耗品費	—	—	—	1,556,858	1,182,822	374,036	—	—	—
修繕費	—	—	—	36,175,123	36,146,730	28,393	—	—	—
水利使用料	—	—	—	—	—	—	—	—	—
補償費	—	—	—	961,811	961,794	17	—	—	—
賃借料	—	—	—	1,146,177	538,785	607,392	—	—	—
委託費	—	—	—	7,507,633	5,619,056	1,888,577	—	—	—
損害保険料	—	—	—	36,155	34,426	1,729	—	—	—
原子力損害賠償資金補助法一般負担金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
原賠・廃炉等支援機構一般負担金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
普及開発関係費	—	—	—	173,176	—	173,176	—	—	—
養成費	—	—	—	94,037	—	94,037	—	—	—
研究費	—	—	—	110,850	—	110,850	—	—	—
諸費	—	—	—	944,137	257,948	686,189	—	—	—
貸倒損	—	—	—	—	—	—	—	—	—
固定資産税	—	—	—	2,682,263	2,665,053	17,210	—	—	—
雑税	—	—	—	66,356	25,898	40,458	—	—	—
減価償却費	—	—	—	34,242,491	34,080,454	162,037	—	—	—
固定資産除却費	—	—	—	3,339,518	3,336,644	2,874	—	—	—
原子力発電施設解体費	—	—	—	—	—	—	—	—	—
共有設備費等分担額	—	—	—	—	—	—	—	—	—
共有設備費等分担額（貸方）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設付担関連費振替額（貸方）	—	—	—	▲39,893	—	▲39,893	—	—	—
附帯事業営業費用付担関連費振替額（貸方）	—	—	—	▲128,024	—	▲128,024	—	—	—
開発費	—	—	—	—	—	—	—	—	—
開発費償却	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式交付費	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式交付費償却	—	—	—	—	—	—	—	—	—
社債発行費	—	—	—	50,792	—	50,792	—	—	—
社債発行費償却	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人税等	—	—	—	2,547,241	—	2,547,241	—	—	—
電気事業報酬	3,775	—	3,775	17,519,241	—	17,519,241	—	—	—
合計	3,775	—	3,775	487,344,069	457,192,974	30,151,095	—	—	—

（記載注意）

- 1 固有の欄には第20条第1項で各部門（一般管理費等を除く。）に整理された金額を、一般の欄には第20条第2項又は第5項で一般管理費等から整理された金額を記載すること。
- 2 その他は、様式第1の注1から3までと同様とすること。

様式第3（第6条第3項、第20条第3項関係）

部門整理表（2）

（単位：千円）

	新エネルギー等発電費			送電費			変電費		
	計	固有	一般	計	固有	一般	計	固有	一般
役員給与	—	—	—	37,709	—	37,709	38,945	—	38,945
給料手当	—	—	—	1,740,797	1,271,768	469,029	1,795,901	1,311,509	484,392
給料手当振替額（貸方）	—	—	—	▲135,128	▲130,616	▲4,512	▲88,084	▲83,424	▲4,660
退職給与金	—	—	—	188,363	—	188,363	194,533	—	194,533
厚生費	—	—	—	300,639	219,637	81,002	310,155	226,500	83,655
委託検針費	—	—	—	—	—	—	—	—	—
委託集金費	—	—	—	—	—	—	—	—	—
雑給	—	—	—	59,527	15,196	44,331	70,132	24,349	45,783
燃料費	—	—	—	—	—	—	—	—	—
使用済燃料再処理等拠出金発電費	—	—	—	—	—	—	—	—	—
廃棄物処理費	—	—	—	—	—	—	—	—	—
特定放射性廃棄物処分費	—	—	—	—	—	—	—	—	—
消耗品費	369	369	—	70,398	19,659	50,739	70,195	17,794	52,401
修繕費	184,203	184,203	—	1,517,614	1,508,429	9,185	1,506,529	1,502,930	3,599
水利使用料	—	—	—	—	—	—	—	—	—
補償費	—	—	—	90	90	—	—	—	—
賃借料	766	678	88	3,785,069	3,055,168	729,901	744,743	310,164	434,579
委託費	80,680	62,748	17,932	1,190,299	883,790	306,509	778,435	561,480	216,955
損害保険料	788	750	38	23,855	22,714	1,141	9,360	8,912	448
原子力損害賠償資金補助法一般負担金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
原賠・廃炉等支援機構一般負担金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
普及開発関係費	316	—	316	15,193	—	15,193	10,588	—	10,588
養成費	—	—	—	12,757	—	12,757	13,174	—	13,174
研究費	6,054	—	6,054	330,440	—	330,440	1,216	—	1,216
諸費	1,731	1,731	—	416,279	109,709	306,570	128,516	32,383	96,133
貸倒損	—	—	—	—	—	—	—	—	—
固定資産税	12,766	12,766	—	1,512,863	1,507,296	5,567	907,587	905,406	2,181
雑税	15	6	9	5,127	2,001	3,126	5,681	2,217	3,464
減価償却費	106,956	106,956	—	10,409,510	10,357,091	52,419	8,209,671	8,189,132	20,539
固定資産除却費	13,792	13,792	—	1,884,603	1,883,673	930	1,762,212	1,761,848	364
原子力発電施設解体費	—	—	—	—	—	—	—	—	—
共有設備費等分担額	—	—	—	—	—	—	—	—	—
共有設備費等分担額（貸方）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設分担関連費振替額（貸方）	▲186	—	▲186	▲15,975	—	▲15,975	▲10,762	—	▲10,762
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	▲234	—	▲234	▲11,232	—	▲11,232	▲7,827	—	▲7,827
開発費	—	—	—	—	—	—	—	—	—
開発費償却	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式交付費	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式交付費償却	—	—	—	—	—	—	—	—	—
社債発行費	237	—	237	20,339	—	20,339	13,701	—	13,701
社債発行費償却	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人税等	4,649	—	4,649	223,481	—	223,481	155,739	—	155,739
電気事業報酬	216,048	—	216,048	—	—	—	—	—	—
合計	628,950	383,999	244,951	23,582,617	20,725,605	2,857,012	16,620,340	14,771,200	1,849,140

（記載注意）

- 1 固有の欄には第20条第1項で各部門（一般管理費等を除く。）に整理された金額を、一般の欄には第20条第2項又は第5項で一般管理費等から整理された金額を記載すること。
- 2 その他は、様式第1の注1から3までと同様とすること。

様式第3（第6条第3項、第20条第3項関係）

部門整理表（3）

（単位：千円）

	配電費			販売費			合計
	計	固有	一般	計	固有	一般	
役員給与	151,456	—	151,456	212,045	—	212,045	718,140
給料手当	6,987,423	5,103,627	1,883,796	9,721,544	7,084,140	2,637,404	33,118,935
給料手当振替額（貸方）	▲360,823	▲342,700	▲18,123	▲50,337	▲24,965	▲25,372	▲782,599
退職給与金	756,537	—	756,537	1,059,188	—	1,059,188	3,587,185
厚生費	1,206,737	881,403	325,334	1,678,926	1,223,442	455,484	5,719,689
委託検針費	289,620	289,620	—	—	—	—	289,620
委託集金費	—	—	—	683,341	683,341	—	683,341
雑給	302,543	124,494	178,049	626,796	377,518	249,278	1,711,224
燃料費	—	—	—	—	—	—	353,624,390
使用済燃料再処理等拠出金発電費	—	—	—	—	—	—	—
廃棄物処理費	—	—	—	—	—	—	7,466,687
特定放射性廃棄物処分費	—	—	—	—	—	—	—
消耗品費	464,881	261,093	203,788	589,719	304,407	285,312	2,752,420
修繕費	21,399,490	21,305,519	93,971	442,232	—	442,232	61,225,191
水利使用料	—	—	—	—	—	—	—
補償費	36,028	36,027	1	156	156	—	998,085
賃借料	4,078,638	1,448,165	2,630,473	1,664,471	—	1,664,471	11,419,864
委託費	9,925,308	7,425,732	2,499,576	7,565,013	5,618,349	1,946,664	27,047,368
損害保険料	14,425	13,735	690	—	—	—	84,583
原子力損害賠償資金補助法一般負担金	—	—	—	—	—	—	—
原賠・廃炉等支援機構一般負担金	—	—	—	—	—	—	—
普及開発関係費	59,955	—	59,955	22,885	9,018	13,867	282,113
養成費	51,235	—	51,235	71,731	—	71,731	242,934
研究費	159,129	—	159,129	60,527	—	60,527	668,216
諸費	1,505,389	957,964	547,425	2,269,414	1,745,993	523,421	5,265,466
貸倒損	—	—	—	253,590	253,590	—	253,590
固定資産税	2,626,440	2,569,481	56,959	205,446	—	205,446	7,947,365
雑税	6,206	2,422	3,784	212,979	83,121	129,858	296,364
減価償却費	9,822,875	9,286,576	536,299	2,487,482	—	2,487,482	65,278,985
固定資産除却費	1,857,118	1,847,605	9,513	79,285	—	79,285	8,936,528
原子力発電施設解体費	—	—	—	—	—	—	—
共有設備費等分担額	—	—	—	—	—	—	—
共有設備費等分担額（貸方）	—	—	—	—	—	—	—
建設分担関連費振替額（貸方）	▲17,436	—	▲17,436	▲275	—	▲275	▲84,527
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	▲27,872	—	▲27,872	▲10,251	—	▲10,251	▲185,440
開発費	—	—	—	—	—	—	—
開発費償却	—	—	—	—	—	—	—
株式交付費	—	—	—	—	—	—	—
株式交付費償却	—	—	—	—	—	—	—
社債発行費	22,199	—	22,199	—	—	—	107,268
社債発行費償却	—	—	—	—	—	—	—
法人税等	554,550	—	554,550	203,962	—	203,962	3,689,622
電気事業報酬	—	—	—	714,835	—	714,835	18,453,899
合計	61,872,051	51,210,763	10,661,288	30,764,704	17,358,110	13,406,594	620,816,506

（記載注意）

- 1 固有の欄には第20条第1項で各部門（一般管理費等を除く。）に整理された金額を、一般の欄には第20条第2項又は第5項で一般管理費等から整理された金額を記載すること。
- 2 その他は、様式第1の注1から3までと同様とすること。

	離島供給費			非離島供給費						合計
	需要家費	給電費	一般販売費	需要家費		給電費		一般販売費		
				ネットワーク 需要家費	非ネットワーク 需要家費	ネットワーク 給電費	非ネットワーク 給電費	ネットワーク 一般販売費	非ネットワーク 一般販売費	
役員給与	11,128	—	—	44,511	34,620	46,366	—	11,952	63,468	212,045
給料手当	510,187	—	—	2,040,690	1,587,203	2,125,705	—	547,951	2,909,808	9,721,544
給料手当振替額（貸方）	▲2,642	—	—	▲10,567	▲8,218	▲11,007	—	▲2,837	▲15,066	▲50,337
退職給与金	55,586	—	—	222,339	172,930	231,601	—	59,701	317,031	1,059,188
厚生費	88,110	—	—	352,430	274,113	367,113	—	94,632	502,528	1,678,926
委託検針費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
委託集金費	70,350	—	—	—	612,991	—	—	—	—	683,341
雑給	32,894	—	—	131,573	102,335	137,055	—	35,329	187,610	626,796
燃料費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
使用済燃料再処理等拠出金発電費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
廃棄物処理費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
特定放射性廃棄物処分費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
消耗品費	30,980	—	—	109,489	84,437	173,100	—	36,915	154,798	589,719
修繕費	9,414	—	—	40,485	46,979	236,288	—	5,241	103,825	442,232
水利使用料	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
補償費	5	—	—	21	17	76	—	6	31	156
賃借料	233,292	—	—	585,383	236,715	171,570	—	102,251	335,260	1,664,471
委託費	551,401	—	—	3,354,428	1,234,213	1,435,983	—	192,920	796,068	7,565,013
損害保険料	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
原子力損害賠償資金補助法一般負担金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
原賠・摩ル等支援機構一般負担金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
普及開発関係費	—	—	2,356	—	—	—	—	3,253	17,276	22,885
養成費	3,764	—	—	15,058	11,711	15,685	—	4,043	21,470	71,731
研究費	3,176	—	—	12,706	9,882	13,235	—	3,412	18,116	60,527
諸費	105,803	—	—	406,039	303,101	494,253	—	404,546	555,672	2,269,414
貸倒損	—	—	26,107	—	—	—	—	14,077	213,406	253,590
固定資産税	5,706	—	—	24,540	28,475	80,617	—	3,176	62,932	205,446
雑税	11,177	—	—	44,708	34,772	46,570	—	12,004	63,748	212,979
減価償却費	53,727	—	—	231,052	268,110	1,312,152	—	29,908	592,533	2,487,482
固定資産除却費	953	—	—	4,098	4,756	58,438	—	530	10,510	79,285
原子力発電施設解体費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
共有設備費等分担額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
共有設備費等分担額（貸方）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設分担関連費振替額（貸方）	▲14	—	—	▲58	▲45	▲60	—	▲16	▲82	▲275
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	▲538	—	—	▲2,152	▲1,673	▲2,241	—	▲578	▲3,069	▲10,251
開発費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
開発費償却	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式交付費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式交付費償却	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
社債発行費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
社債発行費償却	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人税等	10,704	—	—	42,815	33,300	44,598	—	11,496	61,049	203,962
電気事業報酬	—	—	—	—	258,373	—	—	—	456,462	714,835
合計	1,785,163	—	28,463	7,649,588	5,329,097	6,977,097	—	1,569,912	7,425,384	30,764,704

（記載注意） 様式第1の注1及び2と同様とすること。

	水力発電費のうちの総非アンシラリーサービス費			火力発電費のうちの総非アンシラリーサービス費			新エネルギー等発電費のうちの総非アンシラリーサービス費		
	計	固定	可変	計	固定	可変	計	固定	可変
役員給与									
給料手当									
給料手当振替額（貸方）									
退職給与金									
厚生費									
委託検針費									
委託集金費									
雑給									
燃料費									
使用済燃料再処理等拠出金発電費									
廃棄物処理費									
特定放射性廃棄物処分費									
消耗品費									
修繕費									
水利使用料									
補償費									
賃借料									
委託費									
損害保険料									
原子力損害賠償資金補助法一般負担金									
原賠・廃炉等支援機構一般負担金									
普及開発関係費									
養成費									
研究費									
諸費									
貸倒損									
固定資産税									
雑税									
減価償却費									
固定資産除却費									
原子力発電施設解体費									
共有設備費等分担額									
共有設備費等分担額（貸方）									
他社購入電源費	580,464	—	580,464	117,791,802	24,494,969	93,296,833	33,517,295	—	33,517,295
非化石証書購入費	—	—	—				97,455	—	97,455
建設分担関連費振替額（貸方）									
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）									
開発費									
開発費償却									
株式交付費									
株式交付費償却									
社債発行費									
社債発行費償却									
法人税等									
電気事業報酬									
非アンシラリーサービス費	3,775	3,775	—	392,448,616	93,345,939	299,102,677	216,048	216,048	—
他社販売電源料	▲44,860	▲8,095	▲36,765	▲37,414,550	▲6,751,329	▲30,663,221	▲2,954,674	▲533,161	▲2,421,513
合計	539,379	▲4,320	543,699	472,825,868	111,089,579	361,736,289	30,876,124	▲317,113	31,193,237

（記載注意）

- 1 減価償却費及び電気事業報酬の（ ）内には、電源線に係る費用を内数として記載すること。
- 2 非アンシラリーサービス費の欄には、第24条の規定により非アンシラリーサービス費に整理された費用を記載すること。
- 3 その他は、様式第1の注1から3までと同様とすること。

	総原子力発電費			非ネットワーク給電費			合計		
	計	固定	可変	計	固定	可変	計	固定	可変
役員給与	-	-	-	-	-	-	-	-	-
給料手当	-	-	-	-	-	-	-	-	-
給料手当振替額（貸方）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
退職給与金	-	-	-	-	-	-	-	-	-
厚生費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
委託検針費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
委託集金費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
雑給	-	-	-	-	-	-	-	-	-
燃料費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
使用済燃料再処理等拠出金発電費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
廃棄物処理費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特定放射性廃棄物処分費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
消耗品費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
修繕費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
水利使用料	-	-	-	-	-	-	-	-	-
補償費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
賃借料	-	-	-	-	-	-	-	-	-
委託費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
損害保険料	-	-	-	-	-	-	-	-	-
原子力損害賠償資金補助法一般負担金	-	-	-	-	-	-	-	-	-
原賠・廃炉等支援機構一般負担金	-	-	-	-	-	-	-	-	-
普及開発関係費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
養成費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
研究費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
諸費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
貸倒損	-	-	-	-	-	-	-	-	-
固定資産税	-	-	-	-	-	-	-	-	-
雑税	-	-	-	-	-	-	-	-	-
減価償却費	(-)	(-)	(-)	-	-	-	-	-	-
固定資産除却費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
原子力発電施設解体費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
共有設備費等分担額	-	-	-	-	-	-	-	-	-
共有設備費等分担額（貸方）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
他社購入電源費	-	-	-	-	-	-	151,889,561	24,494,969	127,394,592
非化石証書購入費	-	-	-	-	-	-	97,455	-	97,455
建設分担関連費振替額（貸方）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
開発費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
開発費償却	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式交付費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式交付費償却	-	-	-	-	-	-	-	-	-
社債発行費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
社債発行費償却	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人税等	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電気事業報酬	(-)	(-)	(-)	-	-	-	-	-	-
非アンシラリーサービス費	-	-	-	-	-	-	392,668,439	93,565,762	299,102,677
他社販売電源料	-	-	-	-	-	-	▲40,414,084	▲7,292,585	▲33,121,499
合計	-	-	-	-	-	-	504,241,371	110,768,146	393,473,225

（記載注意）

- 1 減価償却費及び電気事業報酬の（ ）内には、電源線に係る費用を内数として記載すること。
- 2 非アンシラリーサービス費の欄には、第24条の規定により非アンシラリーサービス費に整理された費用を記載すること。
- 3 その他は、様式第1の注1から3までと同様とすること。

様式第6の2（第23条第3項関係）

送配電非関連需要明細表

	最大電力 (10^3 kW)	尖頭時責任電力 (10^3 kW)		発受電量 (10^6 kWh)	口数
		夏期	冬期		
非特定需要	753	658	480	12,205	3,203,861
特定高圧需要	219	219	98	2,397	36,007
特定低圧需要	372	322	223	4,200	6,156,780
合計	1,344	1,199	801	18,802	9,396,648

様式第7の2（第30条関係）

送配電非関連費及び送配電関連費等計算表

（単位：千円）

		送配電非関連費									送配電関連費	配電関連費	合計				
		固定費			可変費			需要家費			託送供給費用相当額	託送供給費用相当額					
		固有	追加	計	固有	追加	計	固有	追加	計	計	計	固有	追加	送配電関連費	配電関連費	計
特定高圧 需要	原価算定期間計	16,779,159	364,608	17,143,767	50,171,771	950,261	51,122,032	20,410	385	20,795	13,980,756	-	66,971,340	1,315,254	13,980,756	-	82,267,350
特定低圧 需要	原価算定期間計	29,087,715	632,071	29,719,786	87,886,180	1,664,576	89,550,756	3,491,678	66,102	3,557,780	43,961,864	-	120,465,573	2,362,749	43,961,864	-	166,790,186

（記載注意）

固有の欄には第24条第2項で整理された固有固定費、固有可変費及び固有非ネットワーク需要家費を、追加の欄には第29条で整理された総追加固定費、総追加可変費及び総追加非ネットワーク需要家費を、記載すること。
 施行規則第17条の2に規定する託送供給等に係る収入の見通しの算定期間内において、託送供給等に係る料金単価が年度ごとに変動する場合には、年度ごとに作成すること。

注 様式第1の注1及び2と同様とすること。

様式第8 (第18条第7項、第32条第7項関係)

第2表

需要種別原価等と料金収入の比較表

(単位：千円)

		固定費	可変費	需要家費	送配電関連費	配電関連費	合計	販売電力量 (10 ⁶ kWh)	単価 (円/kWh)	想定料金 収入
特定高圧需要	原価算定期間	17,143,767	51,122,032	20,795	13,980,756	—	82,267,350	2,339	35.17	82,252,684
特定低圧需要	原価算定期間	29,719,786	89,550,756	3,557,780	43,961,864	—	166,790,186	3,958	42.14	166,756,988

(記載注意)

様式第1の注1及び2と同様とすること。

施行規則第17条の2に規定する託送供給等に係る収入の見通しの算定期間内において、託送供給等に係る料金単価が年度ごとに変動する場合には、年度ごとに作成すること。ただし、この場合においては、原価算定期間計における単価(円/kWh)の記載を省略することができる。

